

燕市介護保険運営協議会（第2回）次第

令和5年8月17日（木）午後1時30分～
燕市役所 つばめホール

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

- (1) 令和4年度燕市介護保険事業特別会計決算見込みについて
(資料1-1、1-2)
- (2) 燕市第8期介護保険事業計画の進捗状況について
(資料2-1、2-2)
- (3) 燕市第9期介護保険事業計画に係る基本指針等について
(資料3-1、3-2)
- (4) 介護施設等整備意向調査の結果について
(資料4)
- (5) 在宅福祉サービス調査の結果について
(資料5)
- (6) その他
(資料6-1、6-2)

4. 閉 会

令和4年度 燕市介護保険事業特別会計決算（見込み）

（単位：円）

歳 入						歳 出											
款	項	目	令和3年度		令和4年度(見込み)		比較		款	項	目	令和3年度		令和4年度(見込み)		比較	
			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率				決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
01	保険料		1,841,856,600	20.9	1,836,441,656	20.2	▲5,414,944.0	▲0.3	01	総務費		148,921,700	1.8	146,298,749	1.7	▲2,622,951.0	▲1.8
	01	介護保険料	1,841,856,600	20.9	1,836,441,656	20.2	▲5,414,944.0	▲0.3		01	総務管理費	99,140,056	1.2	94,852,626	1.2	▲4,287,430.0	▲4.3
		01 第1号被保険者保険料	1,841,856,600	20.9	1,836,441,656	20.2	▲5,414,944.0	▲0.3			01 一般管理費	99,140,056	1.2	94,852,626	1.2	▲4,287,430.0	▲4.3
02	分担金及び負担金		1,478,000	0.0	1,406,000	0.0	▲72,000.0	▲4.9	02	徴収費		3,893,133	0.1	3,848,491	0.0	▲44,642.0	▲1.1
	01	負担金	1,478,000	0.0	1,406,000	0.0	▲72,000.0	▲4.9		01	賦課徴収費	3,893,133	0.1	3,848,491	0.0	▲44,642.0	▲1.1
		01 認定審査会共同設置負担金	1,478,000	0.0	1,406,000	0.0	▲72,000.0	▲4.9	03	介護認定審査会費		45,108,149	0.5	46,811,129	0.5	1,702,980.0	3.8
03	使用料及び手数料		215,400	0.0	181,500	0.0	▲33,900.0	▲15.7		01	介護認定審査会共同事務費	10,740,083	0.1	10,525,324	0.1	▲214,759.0	▲2.0
	01	手数料	215,400	0.0	181,500	0.0	▲33,900.0	▲15.7		02	認定調査等費	34,368,066	0.4	36,285,805	0.4	1,917,739.0	5.6
		01 督促手数料	215,400	0.0	181,500	0.0	▲33,900.0	▲15.7	04	運営協議会費		191,000	0.0	168,000	0.0	▲23,000.0	▲12.0
04	国庫支出金		1,957,463,199	22.3	2,074,571,035	22.9	117,107,836.0	6.0		01	運営協議会費	191,000	0.0	168,000	0.0	▲23,000.0	▲12.0
	01	国庫負担金	1,441,659,084	16.4	1,558,520,326	17.2	116,861,242.0	8.1	05	介護人材確保育成事業費		589,362	0.0	618,503	0.0	29,141.0	4.9
		01 介護給付費負担金	1,441,659,084	16.4	1,558,520,326	17.2	116,861,242.0	8.1		01	介護人材確保育成事業費	589,362	0.0	618,503	0.0	29,141.0	4.9
	02	国庫補助金	515,804,115	5.9	516,050,709	5.7	246,594.0	0.0	02	保険給付費		8,036,320,920	93.5	7,821,082,897	91.7	▲215,238,023.0	▲2.7
		01 調整交付金	351,607,000	4.0	360,551,000	4.0	8,944,000.0	2.5		01	介護サービス等諸費	7,433,019,891	86.5	7,254,658,702	85.1	▲178,361,189.0	▲2.4
		02 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	48,690,600	0.6	45,728,800	0.5	▲2,961,800.0	▲6.1			01 居宅介護サービス給付費	2,476,357,097	28.8	2,348,907,845	27.6	▲127,449,252.0	▲5.1
		03 地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	78,439,515	0.9	75,461,909	0.8	▲2,977,606.0	▲3.8		02	特例居宅介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0.0	
		04 保険者機能強化推進交付金	17,222,000	0.2	16,686,000	0.2	▲536,000.0	▲3.1		03	地域密着型介護サービス給付費	1,472,371,915	17.1	1,448,503,774	17.0	▲23,868,141.0	▲1.6
		05 介護保険保険者努力支援交付金	17,513,000	0.2	17,194,000	0.2	▲319,000.0	▲1.8		04	特例地域密着型介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0.0	
		06 介護保険事業費補助金	1,440,000	0.0	344,000	0.0	▲1,096,000.0	▲76.1		05	施設介護サービス給付費	3,144,156,077	36.6	3,127,434,268	36.7	▲16,721,809.0	▲0.5
		07 介護保険災害臨時特例補助金	892,000	0.0	85,000	0.0	▲807,000.0	▲90.5		06	特例施設介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0.0	
05	支払基金交付金		2,227,561,000	25.3	2,187,924,000	24.1	▲39,637,000.0	▲1.8		07	居宅介護福祉用具購入費	6,681,675	0.1	7,376,884	0.1	695,209.0	10.4
	01	支払基金交付金	2,227,561,000	25.3	2,187,924,000	24.1	▲39,637,000.0	▲1.8		08	居宅介護住宅改修費	13,641,442	0.2	12,250,043	0.1	▲1,391,399.0	▲10.2
		01 介護給付費交付金	2,180,702,000	24.8	2,137,169,000	23.5	▲43,533,000.0	▲2.0		09	居宅介護サービス計画給付費	319,811,685	3.7	310,185,888	3.6	▲9,625,797.0	▲3.0
		02 地域支援事業支援交付金	46,859,000	0.5	50,755,000	0.6	3,896,000.0	8.3		10	特例居宅介護サービス計画給付費	0	0.0	0	0.0	0.0	
06	県支出金		1,262,684,586	14.3	1,347,155,785	14.8	84,471,199.0	6.7	02	介護予防サービス等諸費		130,732,342	1.5	135,284,276	1.6	4,551,934.0	3.5
	01	県負担金	1,197,432,579	13.6	1,285,926,831	14.2	88,494,252.0	7.4		01	介護予防サービス給付費	77,893,178	0.9	80,951,255	1.0	3,058,077.0	3.9
		01 介護給付費負担金	1,197,432,579	13.6	1,285,926,831	14.2	88,494,252.0	7.4		02	特例介護予防サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0.0	
	02	県補助金	65,252,007	0.7	61,228,954	0.7	▲4,023,053.0	▲6.2		03	地域密着型介護予防サービス給付費	20,376,071	0.2	19,822,136	0.2	▲553,935.0	▲2.7
		01 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	26,032,250	0.3	23,498,000	0.3	▲2,534,250.0	▲9.7		04	特例地域密着型介護予防サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0.0	
		02 地域支援事業交付金(包括的支援・任意事業)	39,219,757	0.4	37,730,954	0.4	▲1,488,803.0	▲3.8		05	介護予防福祉用具購入費	1,684,251	0.0	2,130,868	0.0	446,617.0	26.5
07	財産収入		14,039	0.0	12,562	0.0	▲1,477.0	▲10.5		06	介護予防住宅改修費	7,125,117	0.1	7,404,798	0.1	279,681.0	3.9
	01	財産運用収入	14,039	0.0	12,562	0.0	▲1,477.0	▲10.5		07	介護予防サービス計画給付費	23,653,725	0.3	24,975,219	0.3	1,321,494.0	5.6
		01 利子及び配当金	14,039	0.0	12,562	0.0	▲1,477.0	▲10.5		08	特例介護予防サービス計画給付費	0	0.0	0	0.0	0.0	
08	繰入金		1,388,176,604	15.7	1,414,439,301	15.6	26,262,697.0	1.9	03	その他諸費		3,940,320	0.0	3,873,920	0.0	▲66,400.0	▲1.7
	01	一般会計繰入金	1,290,869,604	14.6	1,261,548,301	13.9	▲29,321,303.0	▲2.3		01	審査支払手数料	3,940,320	0.0	3,873,920	0.0	▲66,400.0	▲1.7
		01 介護給付費繰入金	1,004,311,079	11.4	977,318,345	10.8	▲26,992,734.0	▲2.7	04	高額介護サービス等費		167,876,188	2.0	159,138,504	1.9	▲8,737,684.0	▲5.2
		02 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	21,045,976	0.2	21,053,611	0.2	7,635.0	0.0		01	高額介護サービス費	167,876,188	2.0	159,138,504	1.9	▲8,737,684.0	▲5.2
		03 地域支援事業繰入金(包括的支援・任意事業)	37,420,415	0.4	36,089,922	0.4	▲1,330,493.0	▲3.6		02	高額介護予防サービス費	0	0.0	0	0.0	0.0	
		04 職員給与と費繰入金	74,798,863	0.9	74,919,249	0.8	120,386.0	0.2	05	高額医療合算介護サービス等費		18,566,841	0.2	19,161,136	0.2	594,295.0	3.2
		05 事務費繰入金	54,016,174	0.6	52,566,085	0.6	▲1,450,089.0	▲2.7		01	高額医療合算介護サービス費	18,566,841	0.2	19,161,136	0.2	594,295.0	3.2
		06 介護認定審査会共同事務費繰入金	16,971,697	0.2	16,861,489	0.2	▲110,208.0	▲0.6		02	高額医療合算介護予防サービス費	0	0.0	0	0.0	0.0	
		07 低所得者保険料軽減繰入金	82,305,400	0.9	82,739,600	0.9	434,200.0	0.5	06	特定入所者介護サービス等費		282,185,338	3.3	248,966,359	2.9	▲33,218,979.0	▲11.8
	02	基金繰入金	97,307,000	1.1	152,891,000	1.7	55,584,000.0	57.1		01	特定入所者介護サービス費	281,912,935	3.3	248,817,970	2.9	▲33,094,965.0	▲11.7
		1 介護給付費準備基金繰入金	97,307,000	1.1	152,891,000	1.7	55,584,000.0	57.1		02	特例特定入所者介護サービス費	0	0.0	0	0.0	0.0	
09	繰越金		135,174,296	1.5	212,335,065	2.3	77,160,769.0	57.1		03	特定入所者介護予防サービス費	272,403	0.0	148,389	0.0	▲124,014.0	▲45.5
	01	繰越金</															

令和 4 年度

介護保険事業特別会計 決算（見込み）の概要

○ 介護保険事業特別会計

(1) 歳 入 (単位:円)

区 分	決 算 額				
	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	増 減 額	増減率%	構成比%
1 保 険 料	1,836,441,656	1,841,856,600	△ 5,414,944	△ 0.3	20.2
2 分担金及び負担金	1,406,000	1,478,000	△ 72,000	△ 4.9	0.0
3 使用料及び手数料	181,500	215,400	△ 33,900	△ 15.7	0.0
4 国 庫 支 出 金	2,074,571,035	1,957,463,199	117,107,836	6.0	22.9
5 支 払 基 金 交 付 金	2,187,924,000	2,227,561,000	△ 39,637,000	△ 1.8	24.1
6 県 支 出 金	1,347,155,785	1,262,684,586	84,471,199	6.7	14.9
7 財 産 収 入	12,562	14,039	△ 1,477	△ 10.5	0.0
8 繰 入 金	1,414,439,301	1,388,176,604	26,262,697	1.9	15.6
9 繰 越 金	212,335,065	135,174,296	77,160,769	57.1	2.3
10 諸 収 入	3,150,214	2,698,125	452,089	16.8	0.0
歳 入 合 計	9,077,617,118	8,817,321,849	260,295,269	3.0	100.0

歳入全体としては、国・県支出金の増加等により、令和3年度と比較して3.0%（2億6,029万5千円）の増となっています。
主な款別の内容は以下のとおりです。

◆保険料
令和3年度と比較して納入義務者数はほぼ変わらないが、低所得者段階（第1段階から第3段階）の納入義務者が増加したことにより、0.3%（541万5千円）の減となっています。

◆国庫支出金
国庫負担金について、介護給付費負担金の概算交付額が1億1,686万1千円増となり、国庫支出金全体で6.0%（1億1,710万8千円）の増となっています。

◆支払基金交付金
地域支援事業支援交付金は、概算交付額が389万6千円増となりました。介護給付費交付金が、介護給付費の減少に伴い、4,353万3千円減となったため、全体で1.8%（3,963万7千円）の減となっています。

◆県支出金
県支出金については、地域支援事業交付金の概算交付額が402万3千円の減、過年度収入が1,689万9千円の減となりましたが、介護給付費負担金の概算交付額が1億539万3千円増加したため、全体で6.7%（8,447万1千円）の増となっています。

(2) 歳 出

(単位:円)

区 分	決 算 額				
	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	増 減 額	増減率%	構成比%
1 総 務 費	146,298,749	148,921,700	△ 2,622,951	△ 1.8	1.7
2 保 険 給 付 費	7,821,082,897	8,036,320,920	△ 215,238,023	△ 2.7	91.6
3 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0.0	0.0
4 地 域 支 援 事 業 費	355,909,008	362,705,941	△ 6,796,933	△ 1.9	4.2
5 基 金 積 立 金	174,547,562	27,979,039	146,568,523	523.9	2.0
6 諸 支 出 金	42,878,628	29,059,184	13,819,444	47.6	0.5
7 予 備 費	0	0	0	0.0	0.0
歳 出 合 計	8,540,716,844	8,604,986,784	△ 64,269,940	△ 0.7	100.0

歳出全体としては、基金積立金及び諸支出金は増加しましたが、保険給付費及び地域支援事業費の減少により、令和3年度と比較して0.7%(6,427万円)の減となっています。
主な款別の内容は以下のとおりです。

- ◆保険給付費
介護予防サービス等諸費は455万2千円増となっていますが、受給者数の減少等により、介護サービス等諸費が1億7,836万1千円減、令和3年8月の介護保険制度改正による支給要件や限度額の変更により、高額介護サービス等費が873万8千円の減、特定入所者介護サービス等費が3,321万9千円減となったことにより、全体として2.7%(2億1,523万8千円)の減となっています。
- ◆基金積立金
令和3年度決算確定による余剰金の積み立てを行ったため、523.9%(1億4,656万9千円)の増となっています。
- ◆諸支出金
令和3年度に交付を受けた国県支出金及び支払基金について、実績額の確定額により国庫支出金返還金が1,034万2千円、支払基金交付金返還金が341万1千円、県支出金返還金が34万4千円それぞれ増となったことにより、全体として47.6%(1,381万9千円)の増となっています。

(3)積立基金

(単位:千円)

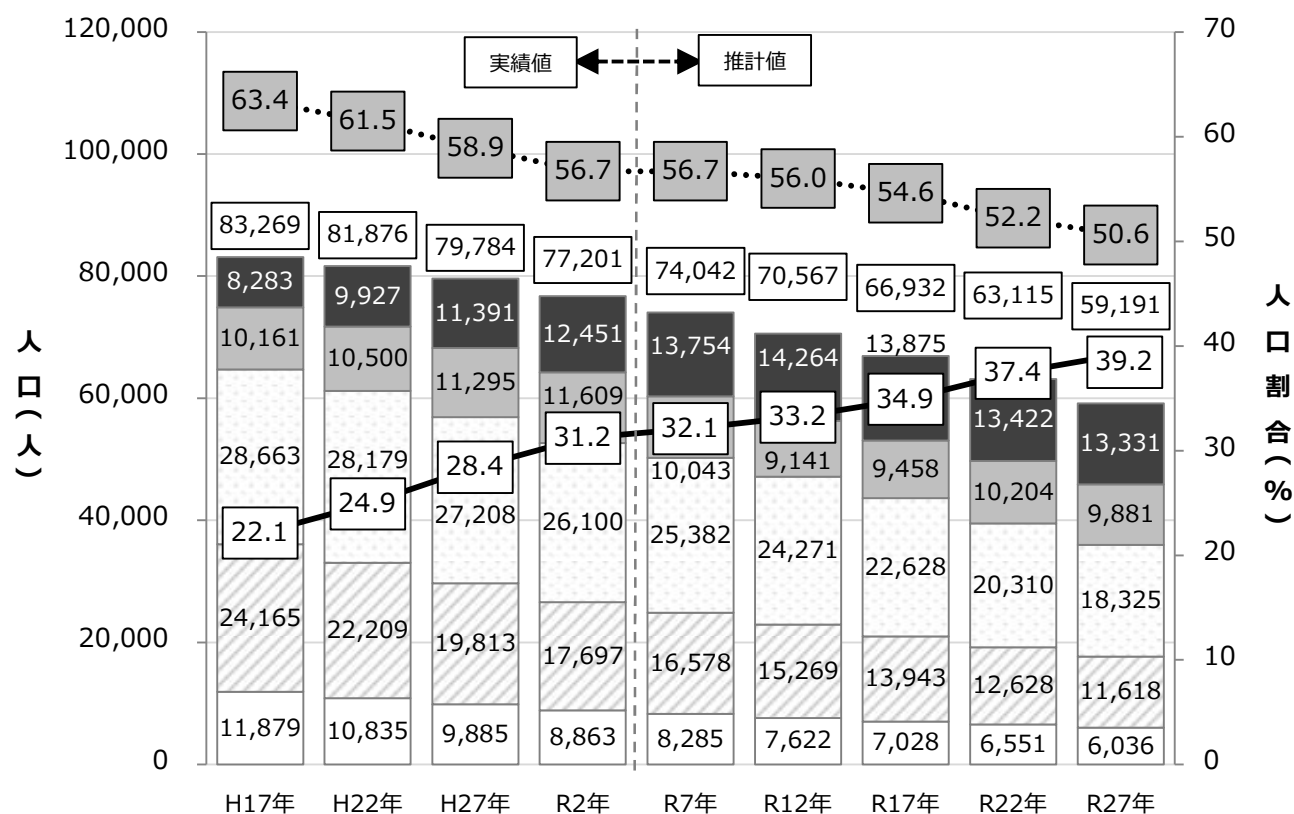
基 金	令和3年度末 現在高	決 算 年 度 中		令和4年度末 現在高
		積 立 額	取 崩 額	
介護保険事業給付 準備基金	852,314	174,548	152,891	873,971

第 8 期介護保険事業計画の現状の整理

燕 市

令和5年 8 月 17 日（木）

1. 高齢者人口等の推移



燕市の高齢化率の降順		
(2015年10月時点)		
新潟県内	28番目	30保険者
全国	1,027番目	1,570保険者
(2025年の推計値)		
新潟県内	27番目	30保険者
全国	1,057番目	1,512保険者
(2040年の推計値)		
新潟県内	25番目	30保険者
全国	1,065番目	1,512保険者

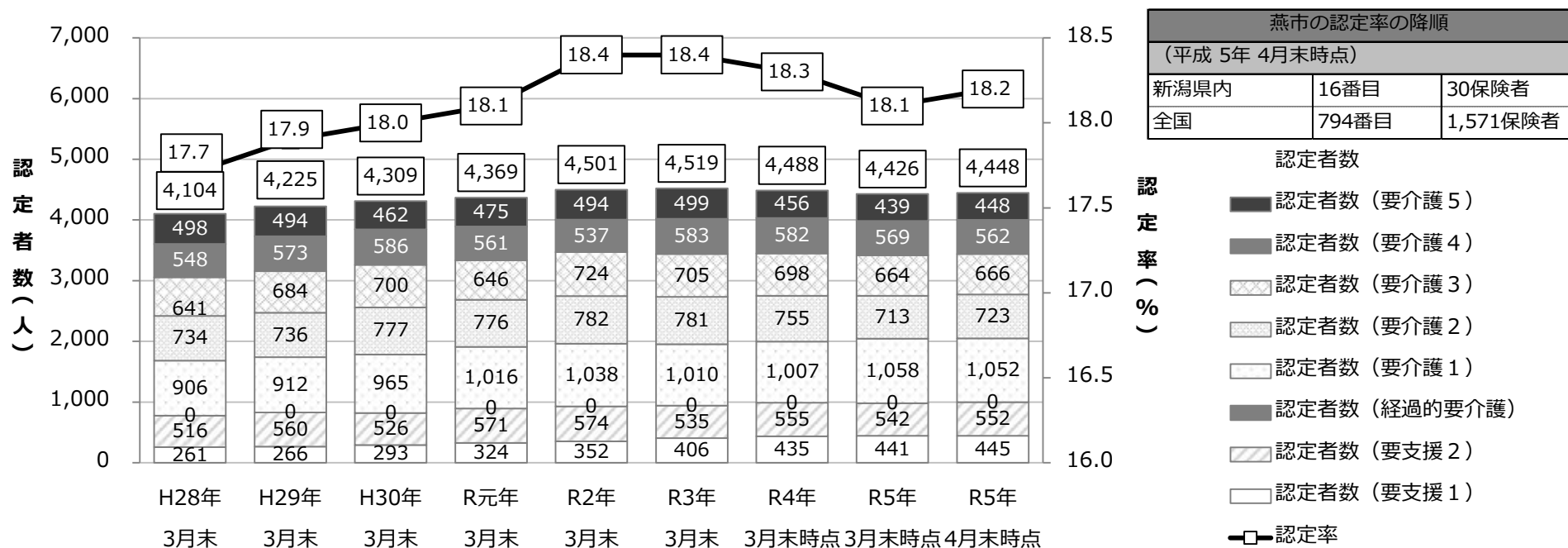
(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

令和 2（2020）年の高齢化率は 31.2%、生産年齢人口の割合は 56.7%です。国立社会保障・人口問題研究所は、令和 27（2045）年には高齢化率は 39.2%に達し、生産年齢人口は 50.6%になると推計しています。

2. 認定率の推移

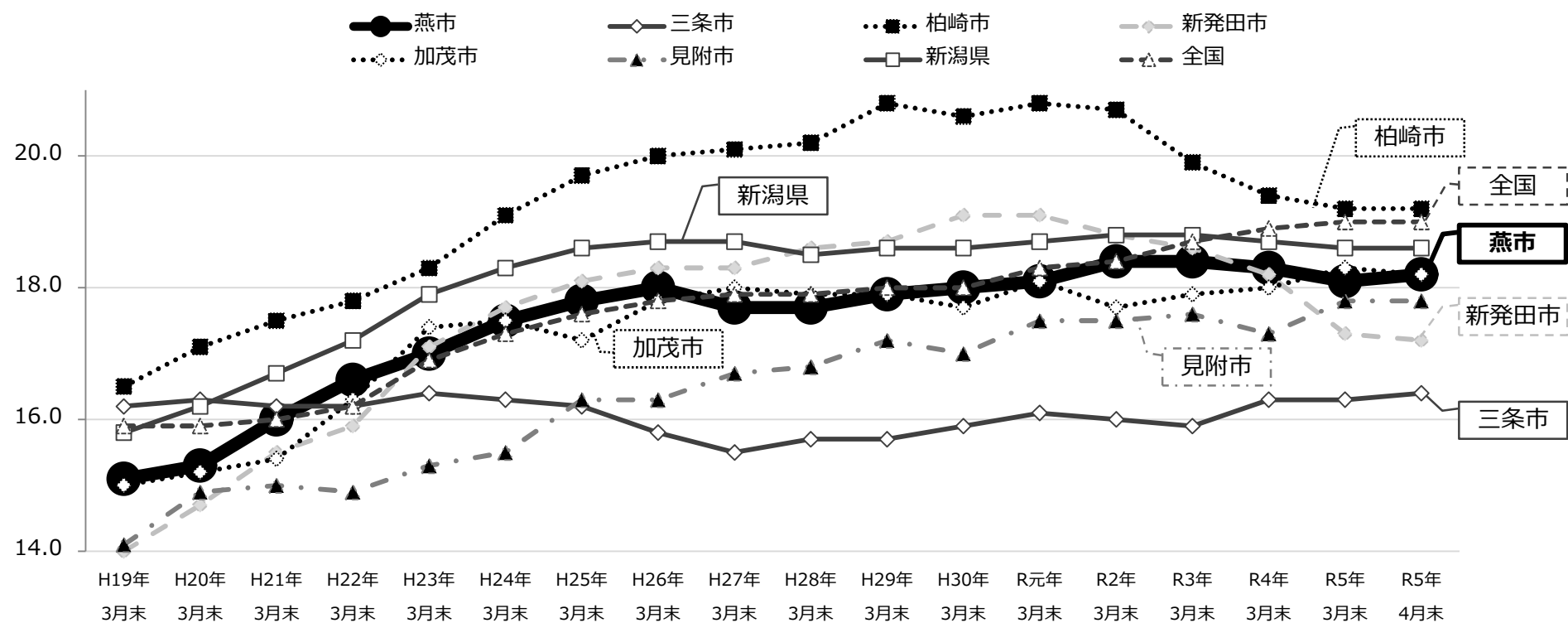
1) 要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移



（出典）平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和4年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

認定率は時点によって違いがありますが、18.1%から 18.4%の間を推移しています。

2) 認定率の推移（全国、新潟県、近隣自治体との比較）



(注目する地域) 燕市

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

燕市の認定率は、令和2（2020）年まで全国と同程度でしたが、令和3（2021）年以降は若干下回っています。新潟県と比べると一貫して、燕市の認定率の方が低くなっていますが、近年はその差が縮まっています。

3. 認定者、サービス受給者の伸び率（平成 25 年と令和 5 年の比較）

1) 第 1 号（65 歳以上）被保険者

（単位：人）

	平成25年	令和5年	伸び率
全国	31,028,325	35,863,567	15.6%
新潟県	644,928	719,439	11.6%
燕市	21,618	24,500	13.3%

2) 認定者数

（単位：人）

	平成25年	令和5年	伸び率
全国	5,643,155	6,961,077	23.4%
新潟県	123,147	136,443	10.8%
燕市	3,948	4,532	14.8%

3) 介護サービス受給者数

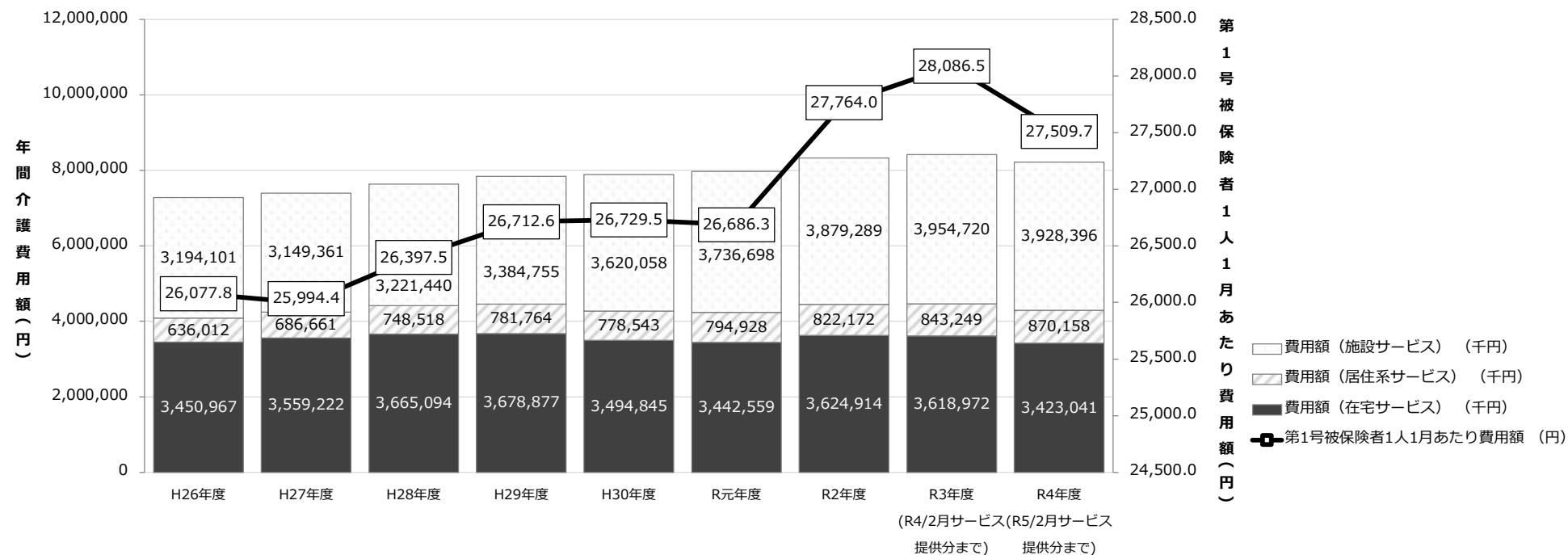
（単位：人）

		平成25年	令和5年	伸び率
全国	居宅サービス受給者数	3,420,700	4,112,199	20.2%
	施設サービス受給者数	879,488	946,860	7.7%
	地域密着型サービス受給者数	336,730	895,350	165.9%
	合計	4,636,918	5,954,409	28.4%
新潟県	居宅サービス受給者数	73,167	75,781	3.6%
	施設サービス受給者数	24,344	26,779	10.0%
	地域密着型サービス受給者数	8,249	17,988	118.1%
	合計	105,760	120,548	14.0%
燕市	居宅サービス受給者数	2,236	2,334	4.4%
	施設サービス受給者数	795	922	16.0%
	地域密着型サービス受給者数	298	603	102.3%
	合計	3,329	3,859	15.9%

平成 25 年から令和 5 年の間で、認定者数は 14.8%、
介護サービス受給者数は 15.9%増加しています。

出典：厚生労働省「介護事業状況報告月報」
（平成 25 年 4 月及び令和 5 年 4 月）

4. 介護給付費の推移



（出典）【費用額】平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、

令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計（※補足給付は費用額に含まれていない）

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

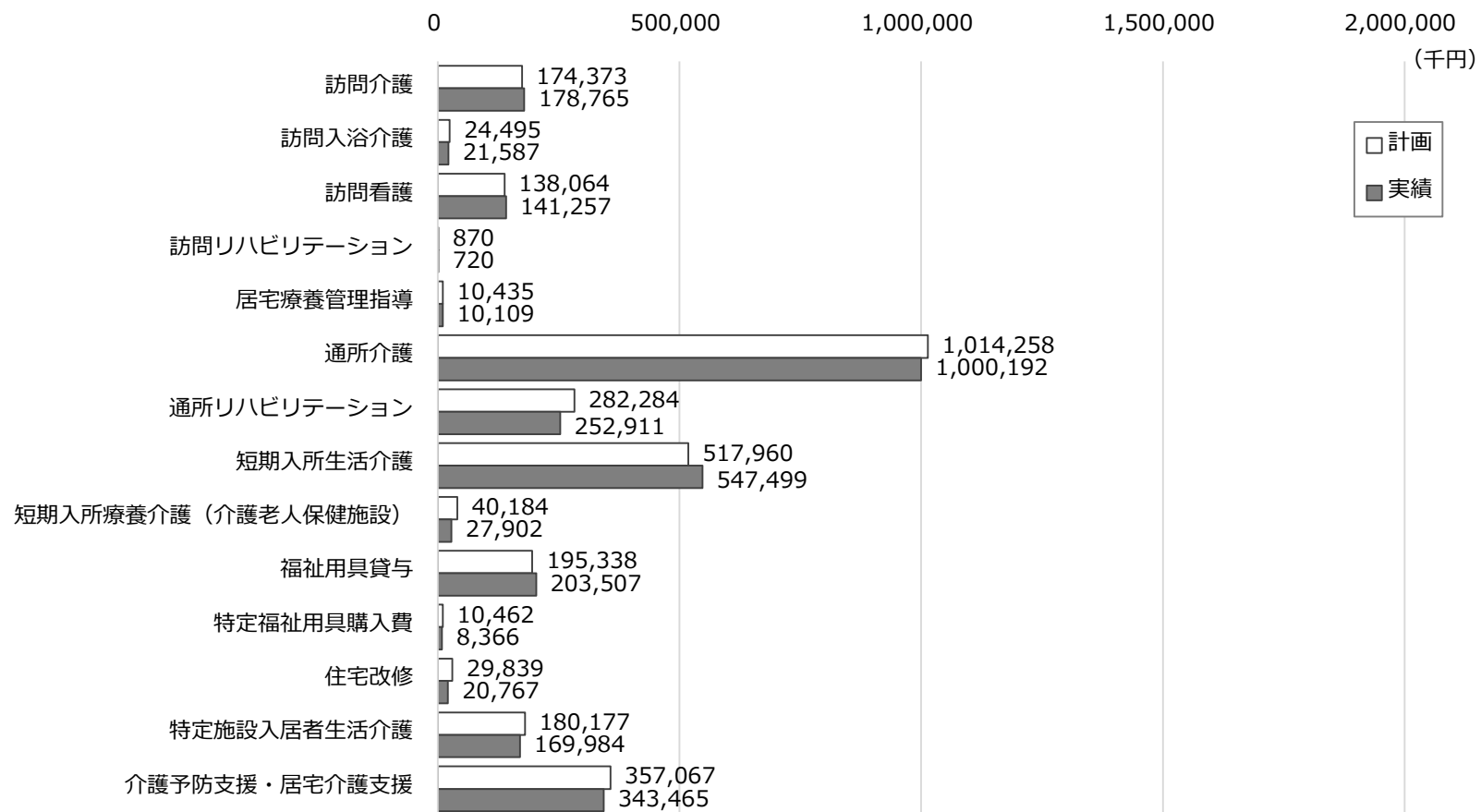
平成26年度以降、介護費用額は緩やかに増加しています。第1号被保険者1人1月あたり費用額は令和2年度以降増加しており、令和4年度には27,509.7円/人となっています。

5. 介護サービス別給付費の比較（計画と実績）

1) 介護給付

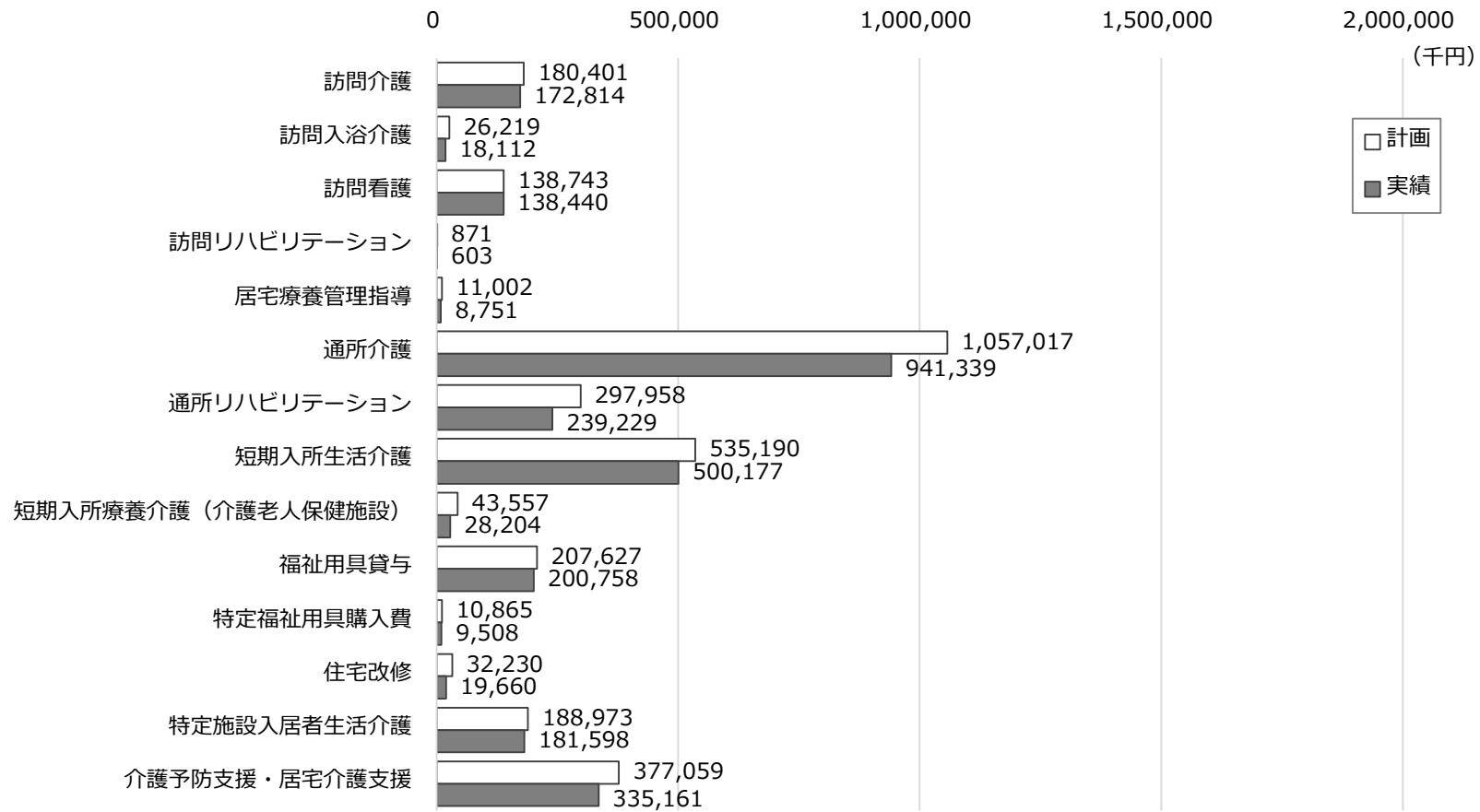
① 居宅サービス

<令和3年度>



実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

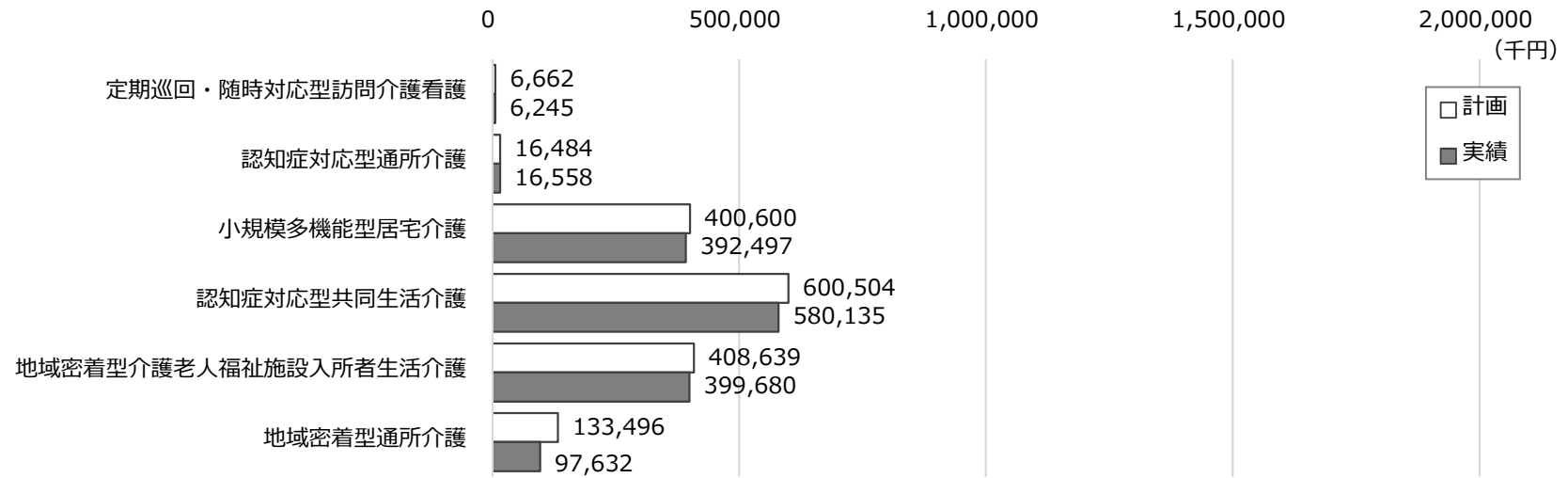
<令和4年度>



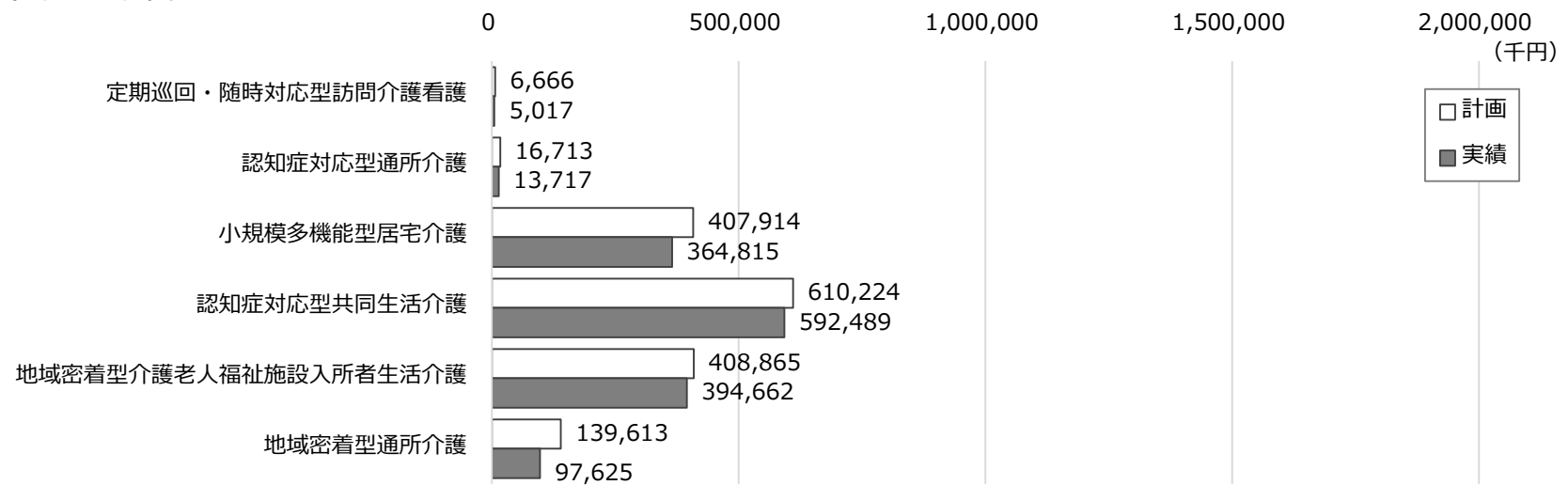
実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

② 地域密着型サービス

<令和3年度>



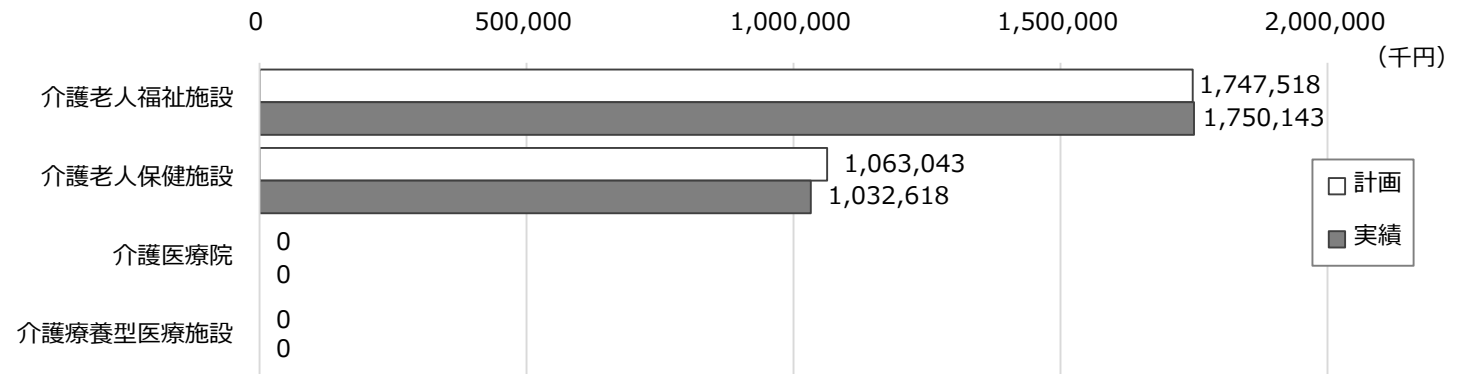
<令和4年度>



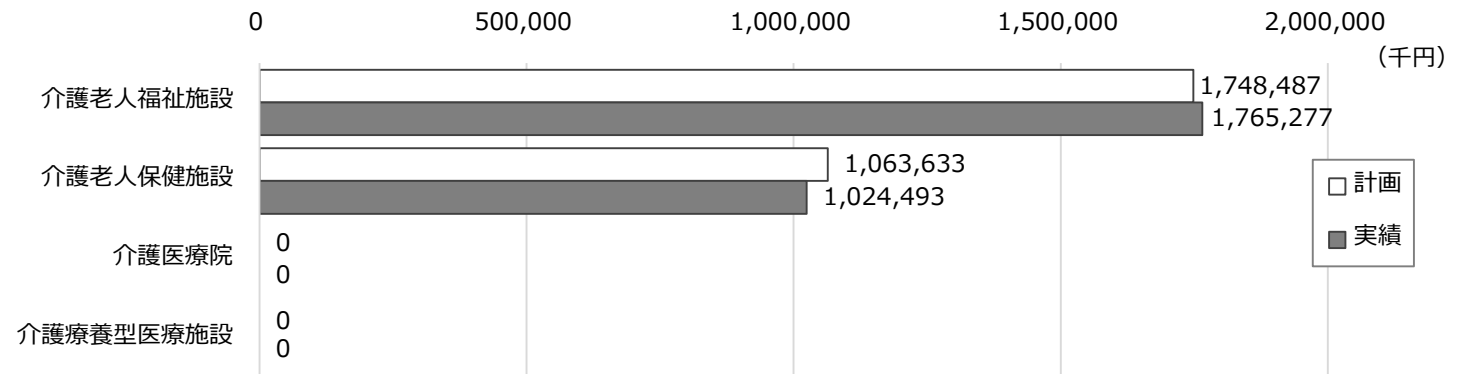
実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

③ 介護保険施設サービス

<令和3年度>



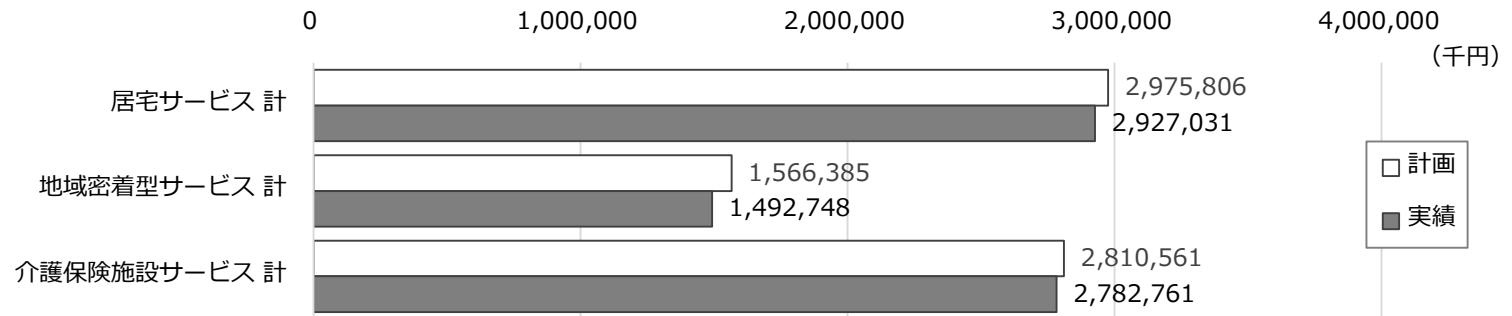
<令和4年度>



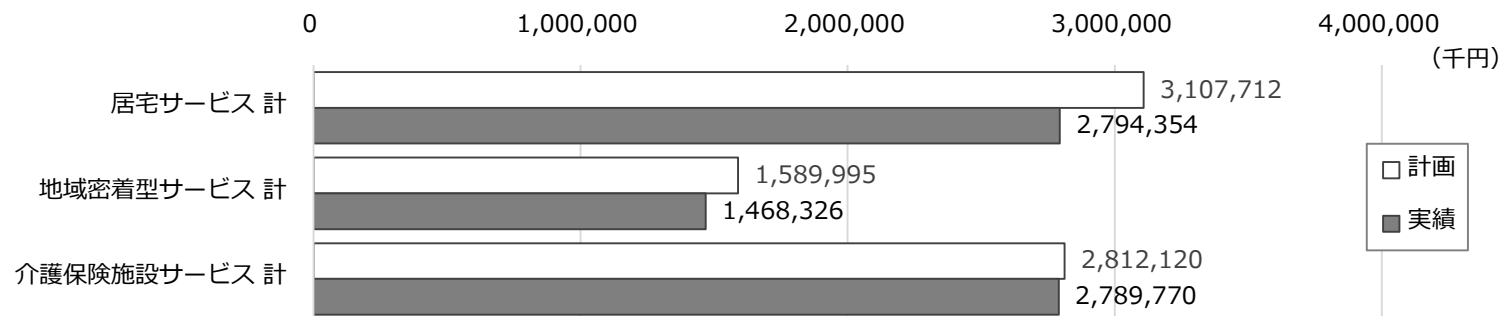
実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

④ 介護給付 サービス計

＜令和 3 年度＞



＜令和 4 年度＞

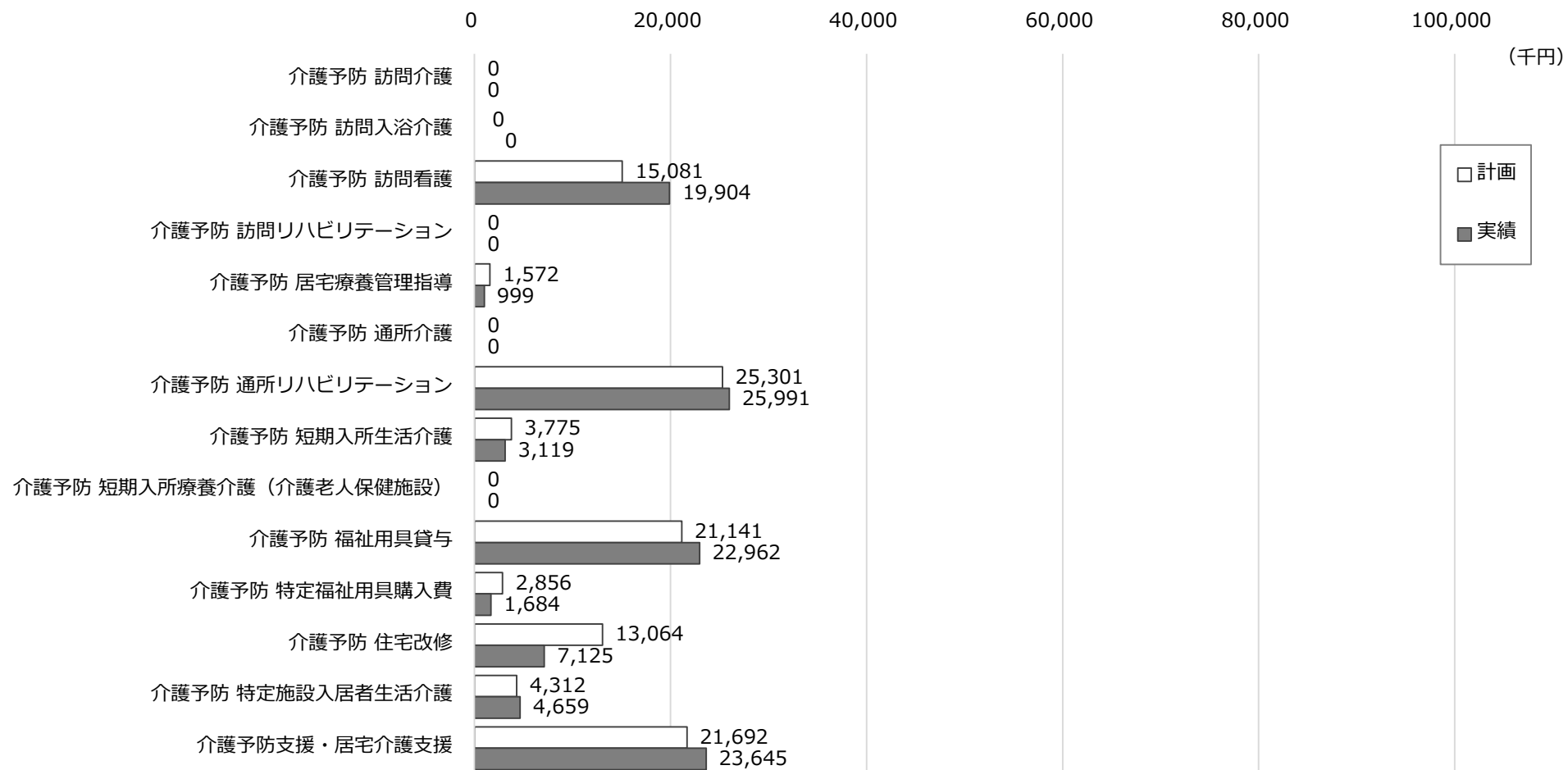


実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

2) 予防給付

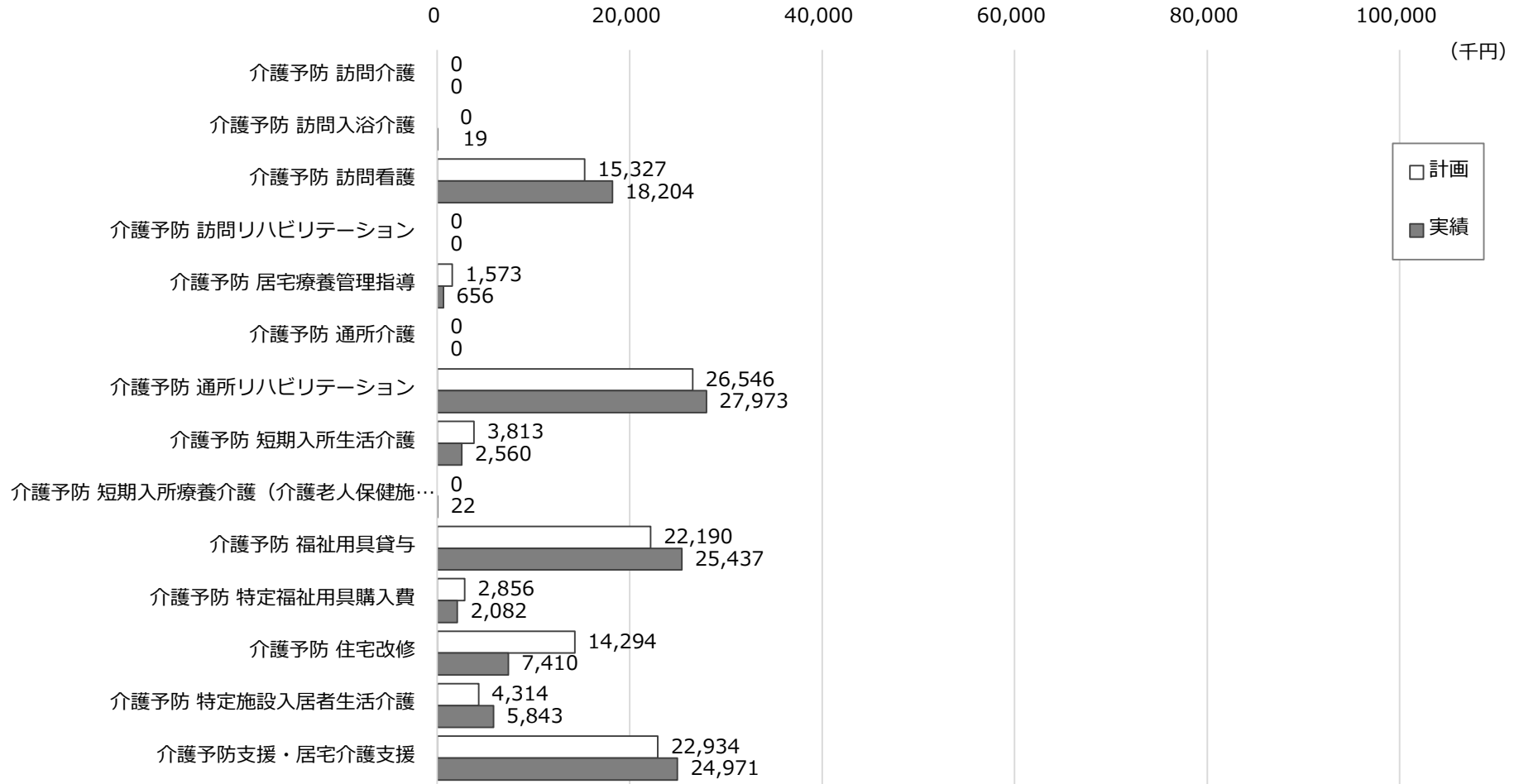
① 介護予防サービス

＜令和3年度＞



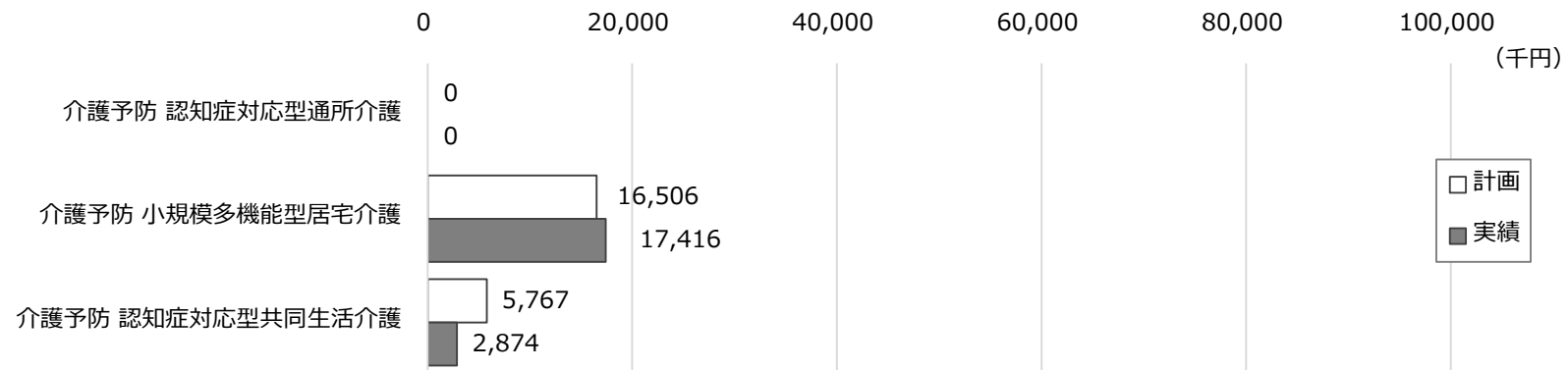
実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

<令和4年度>

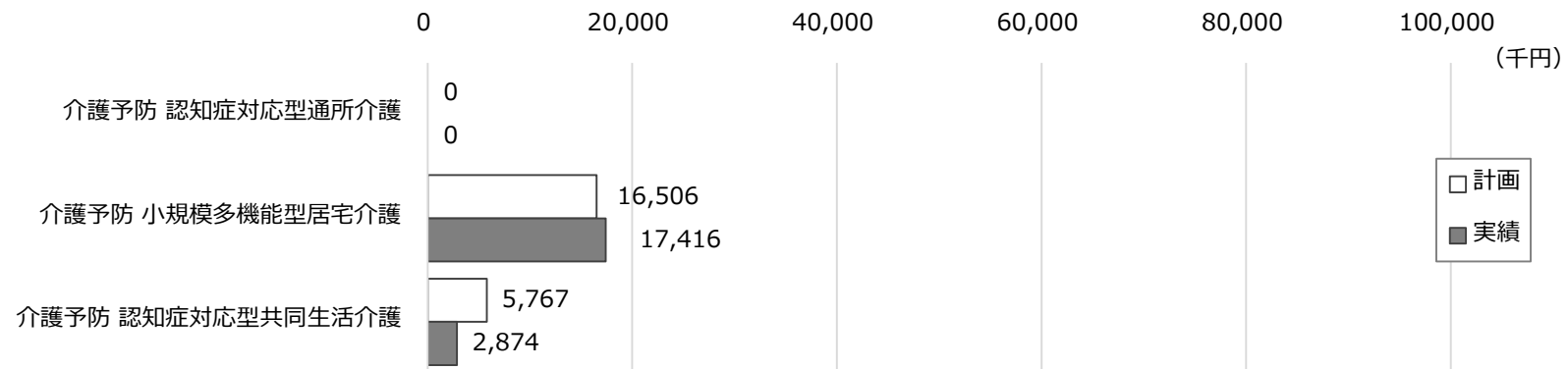


実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

② 地域密着型介護予防サービス
 <令和3年度>

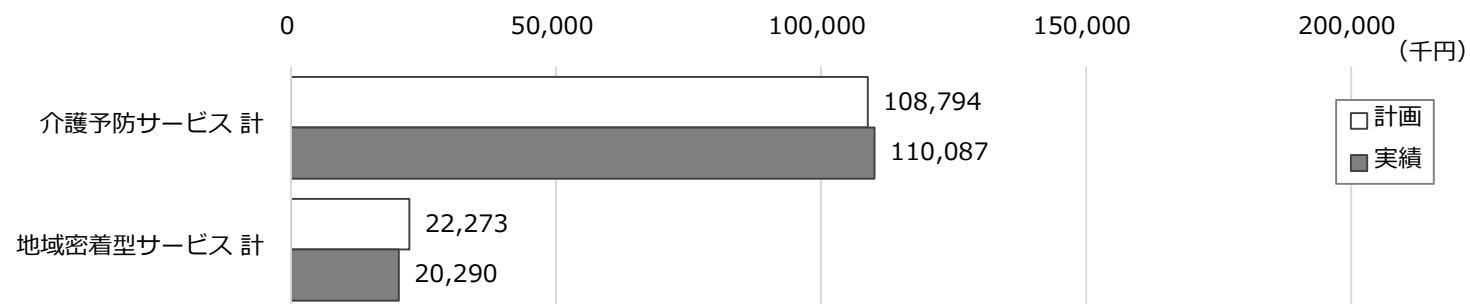


<令和4年度>

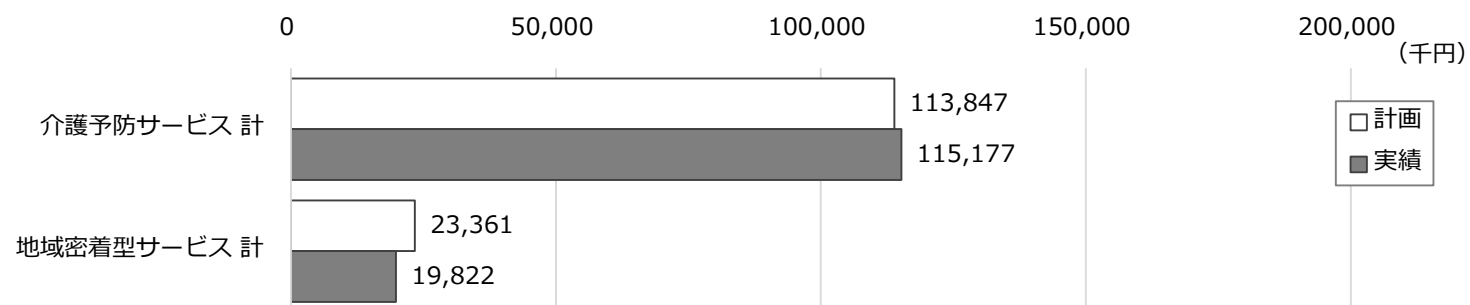


実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

③ 介護予防 サービス計
＜令和 3 年度＞



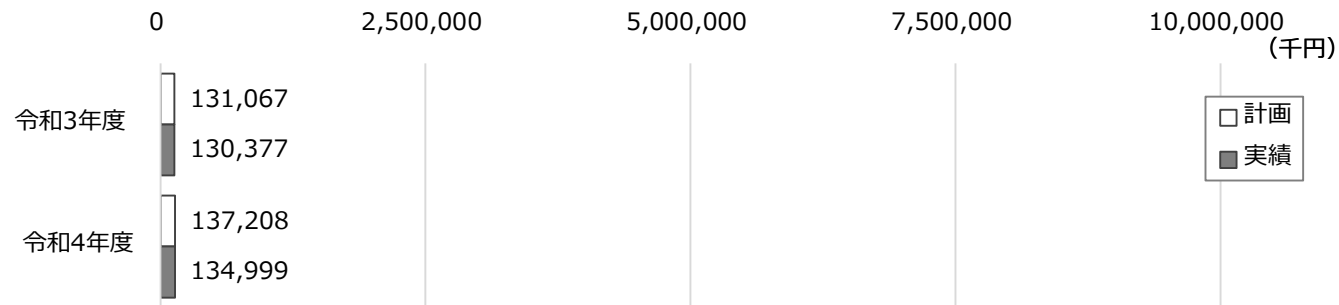
＜令和 4 年度＞



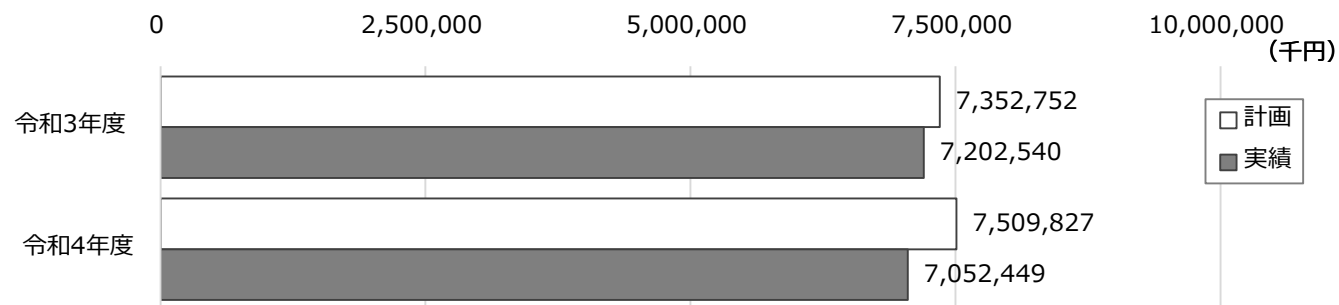
実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

3) 給付費計

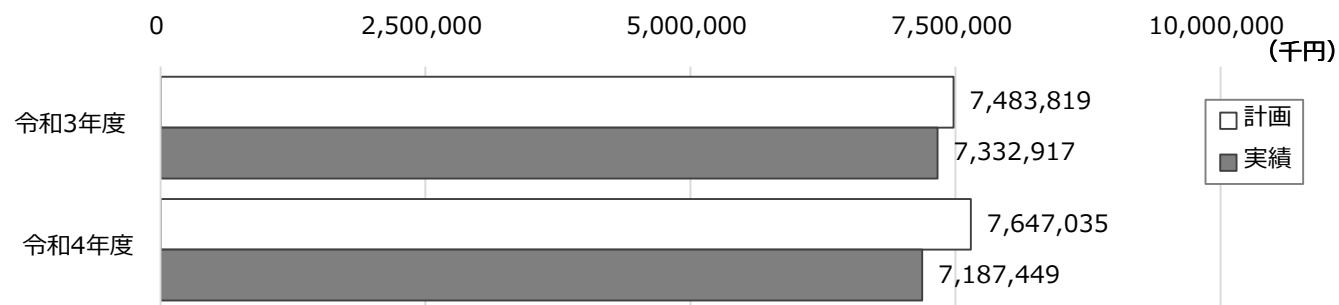
<介護予防サービス>



<介護サービス>



<給付費 計（介護予防サービス+介護サービス）>



実績値の出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

6. 要介護度別にみた受給者数の割合及び費用額

1) 要介護度別にみた受給者数

① 一号被保険者数とその認定者数

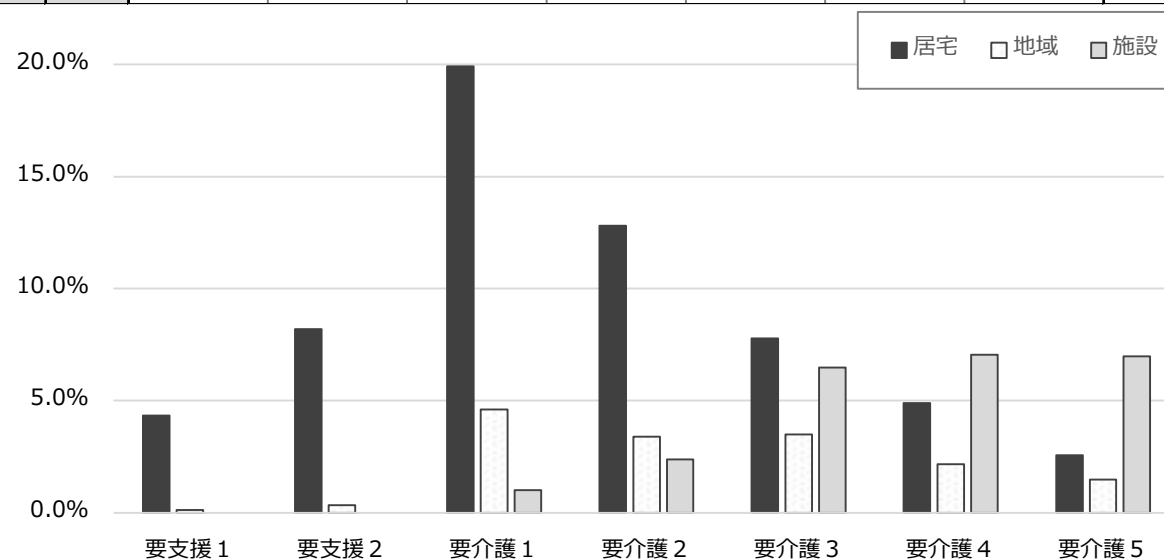
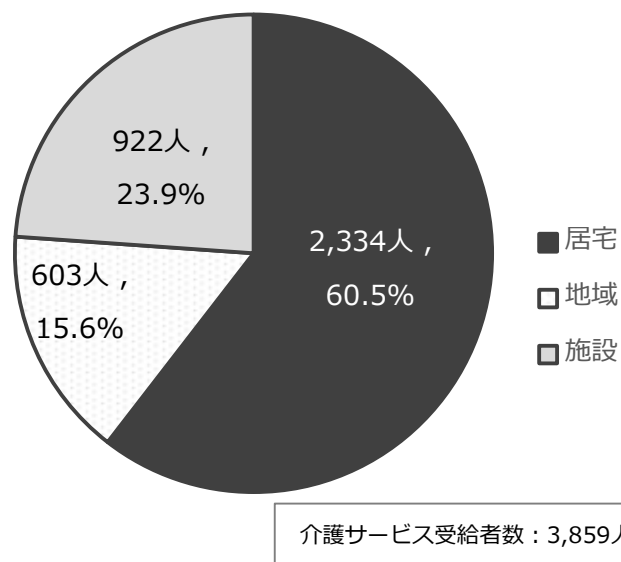
	前期高齢者	後期高齢者	合計
被保険者数	11,198人	13,302人	24,500人
認定者数	465人	3,983人	4,448人
認定率	4.2%	29.9%	18.2%

② 要支援・要介護度別サービス受給者数

(単位:人)

受給者数		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
居宅		167	316	769	494	300	189	99	2,334
地域		5	13	178	131	135	84	57	603
施設		-	-	39	92	250	272	269	922
介護サービス受給者数合計									3,859

割合		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
居宅		4.3%	8.2%	19.9%	12.8%	7.8%	4.9%	2.6%	60.5%
地域		0.1%	0.3%	4.6%	3.4%	3.5%	2.2%	1.5%	15.6%
施設		-	-	1.0%	2.4%	6.5%	7.0%	7.0%	23.9%



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和5年4月分）

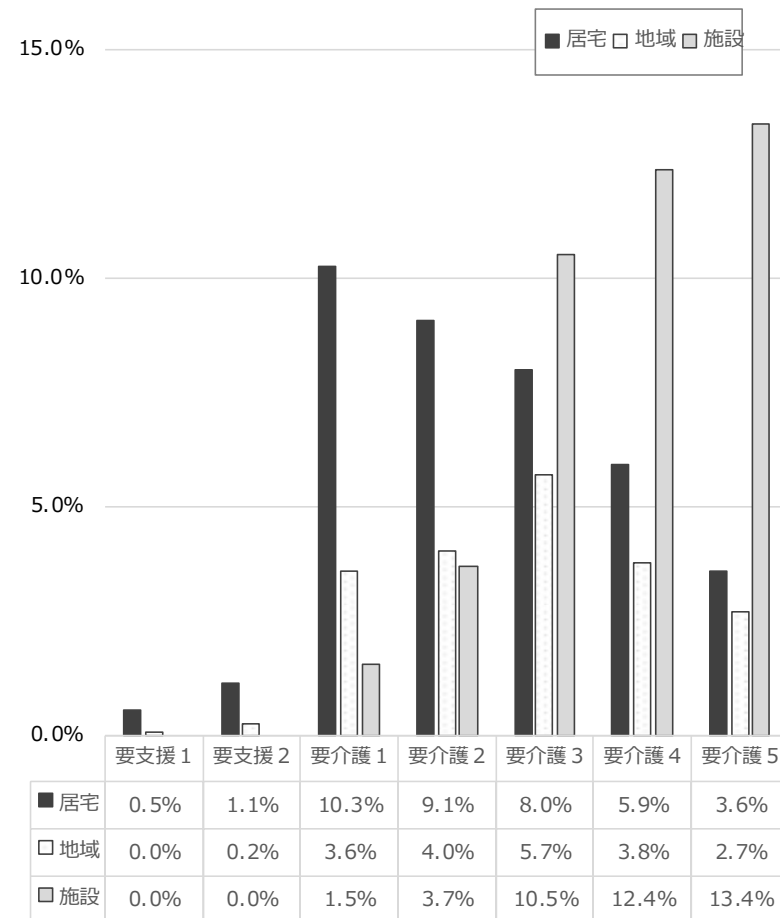
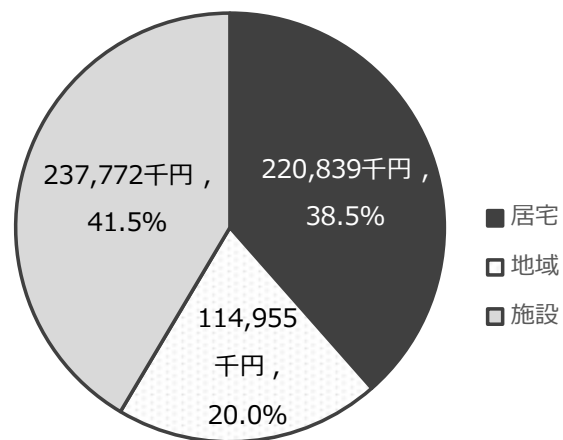
注）居宅…居宅（介護予防）サービス、地域…地域密着型（介護予防）サービス、施設…施設サービス

2) 要介護度の給付額

(単位:千円)

給付費		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
	居宅	3,117	6,573	58,884	51,972	45,840	34,012	20,442	220,839
	地域	287	1,419	20,527	23,089	32,723	21,586	15,324	114,955
	施設	-	-	8,753	21,182	60,225	70,901	76,711	237,772
給付費計									573,566

割合		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
	居宅	0.5%	1.1%	10.3%	9.1%	8.0%	5.9%	3.6%	38.5%
	地域	0.0%	0.2%	3.6%	4.0%	5.7%	3.8%	2.7%	20.0%
	施設	-	-	1.5%	3.7%	10.5%	12.4%	13.4%	41.5%



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和5年4月分）

注）居宅…居宅（介護予防）サービス、地域…地域密着型（介護予防）サービス、施設…施設サービス

資料 2 - 2

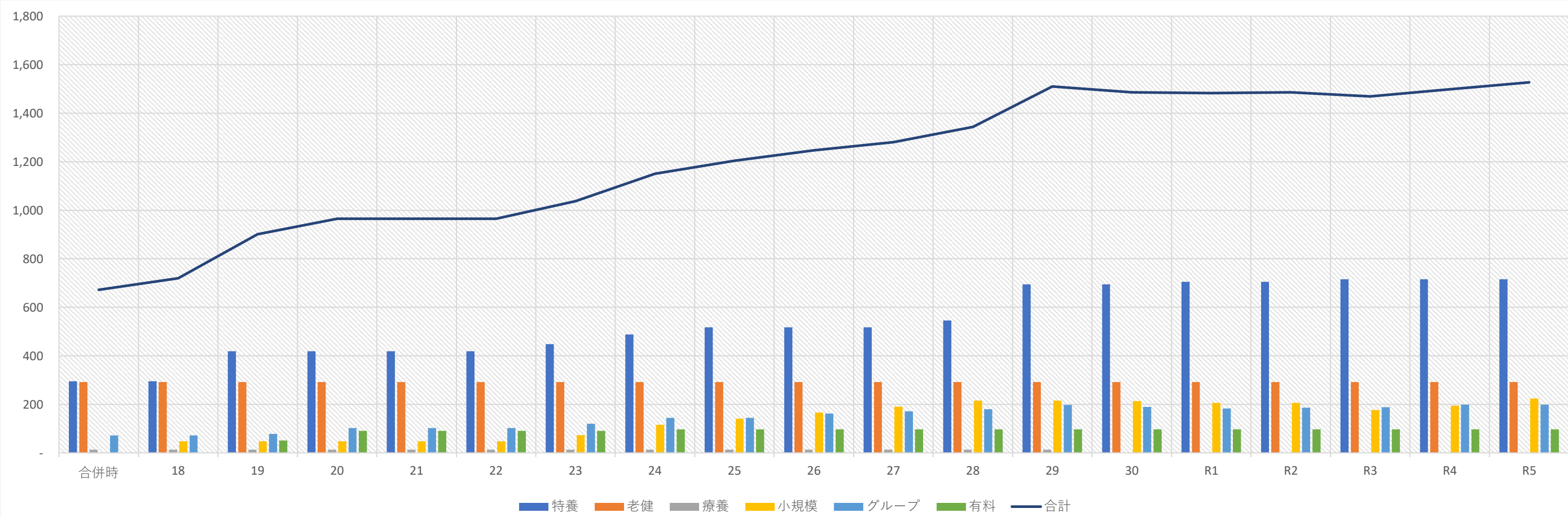
第 8 期介護保険事業計画【施設整備状況】

施設区分		整備時期	計画値	実績値 (見込)
広域型特別養護老人ホーム			10	10
	分水の里（桜井の里福祉会）ショート転換	令和3年4月	4	4
	分水の里（桜井の里福祉会）ショート転換	令和4年2月	6	6
小規模多機能型居宅介護			58	18
	こころの郷（三林）	令和3年9月廃止		-29
	ひまわり（吉田福祉会）	令和5年4月	29	24
	さわらび（吉田福祉会）定員変更	令和5年4月1日		-6
	こいけの家（桜井の里福祉会）	令和5年7月	29	29
グループホーム			13	13
	あさひ（吉田福祉会）増床	令和4年4月	2	2
	ひまわり（吉田福祉会）	令和5年4月	11	11
地域密着型通所介護			18	4
	沢庵（中越建装）	令和4年5月		8
	沢庵（中越建装）定員変更	令和4年10月24日		-1
	ひまわり（吉田福祉会）	令和5年4月	18	15
	分水の里もみじ（桜井の里福祉会）	令和5年6月廃止		-18
合計			99	45

特養待機者数

平成27年10月	平成28年4月	平成31年4月	令和4年4月
502人	337人	329人	280人

合併時（平成18年3月） から令和 5 年度末までの施設整備状況



																	第8期計画		
	合併時	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
特養	295	295	419	419	419	419	448	488	517	517	517	546	695	695	705	705	715	715	715
老健	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292
療養	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	0	0	0	0	0	0
小規模	0	48	48	48	48	48	73	116	141	166	190	215	215	213	206	206	177	195	224
グループ	72	72	78	102	102	102	120	144	144	162	171	180	198	189	183	186	188	199	199
有料	0	0	51	91	91	91	91	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
合計	672	720	901	965	965	965	1,037	1,150	1,204	1,247	1,280	1,343	1,510	1,486	1,483	1,486	1,469	1,498	1,527

第9期介護保険事業計画に係る基本指針について

燕 市

令和5年8月17日（木）

社会保障審議会 介護保険部会（第107回）	資料1- 1
令和5年 7月10日	

基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある 要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な 施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など 既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を 計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みを サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための 医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの 取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第9期計画において記載を充実する事項（案）

- 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

基本指針の構成について

構成等の見直し案（第106回部会から追加した主な内容は赤字で記載）
※見直しの方針案のページ番号は資料1－2のページに対応。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容
- 項目の新設、変更、削除

基本的事項	見直しの方針案
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一 地域包括ケアシステムの基本的理念	●医療・介護の連携の強化、医療・介護情報基盤の整備により地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることを追記。（P4） ※ 医療・介護情報基盤の整備に関する法改正の施行日は、法律公布後4年以内に政令で定める日。
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	●高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する重要な取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等について追記。（P4）
2 介護給付等対象サービスの充実・強化	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及について追記。（P6） ●居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進する重要性について追記。（P6） ●特別養護老人ホーム等の介護保険施設における医療ニーズの適切な対応の重要性について追記。（P6） ●特別養護老人ホームについて、特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ることの重要性について追記。（P6）
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	●かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。（P7） ※ かかりつけ医機能の確保に関する法改正の施行日は、令和7年4月1日。 ●PDCAサイクルに沿った事業展開を行えるよう、地域包括ケア「見える化」システムを周知すること等の重要性について追記。（P7）
4 日常生活を支援する体制の整備	●多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要である旨追記。（P7）
5 高齢者の住まいの安定的な確保	●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の確保の一体的な支援の重要性について追記。（P8）

基本指針の構成について

基本的事項	見直しの方針案
二 2025年及び2040年を見据えた目標 三 医療計画との整合性の確保 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業	●「2025年及び2040年を見据えた目標」を「中長期的な目標」に修正。(P8) (中長期的な視点での介護サービス基盤の整備について記載。) ●計画の策定に当たり、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要である旨を記載。(P9) ●医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有することが重要である旨を追記。(P10) ●増大するニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進める重要性について追記。(P11) ●地域包括支援センターの体制整備と併せて、総合相談支援機能の活用により、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことが重要である旨を記載。また、重層的支援体制整備事業等により、他分野との連携促進を図っていくことが重要である旨を記載。(P11) ■項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更。(P12) ●外国人介護人材の確保及び定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備の重要性について追記。(P12) ●生産性向上の推進に関する都道府県の責務が法令上明確化されることを記載。(P12) ●都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことが重要である旨を記載。(P12) ●ケアマネジメントの質の向上及び人材確保について追記。(P13) ●地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置と居宅介護支援事業所などの地域の拠点との連携の推進について追記。(P13) ●居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴う、介護予防の推進について追記。(P13) ●ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追記。(P13) ●文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について記載。(P14) ●介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載。(P14) ●要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記。(P14)

基本指針の構成について

基本的事項

見直しの方針案

六 介護に取り組む家族等への支援の充実

七 認知症施策の推進

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 5 研究開発・産業促進・国際展開

八 高齢者虐待の防止等

〇 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進(新設)

九 介護サービス情報の公表

〇 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等(新設)

十 効果的・効率的な介護給付の推進

十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携

●ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進める重要性を追記。また、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関による支援や、それらの連携を通じて家族介護者を含めて支えていくための支援の重要性について追記。(P14・15)

- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。(P15)
- 認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記。**(P15)
- 日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて追記。(P16)

- 項目名を「高齢者虐待防止対策の推進」に変更。(P16)
- 虐待防止対策についてPDCAサイクルを活用して取り組む重要性を追記。(P17)
- 「養護者」に該当しない者からの虐待防止のための方策を講じることについて記載。(P17)
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、虐待防止対策を推進することについて記載。(P17)

- 項目「介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進」を新設。(P18)
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進の重要性について記載。(P18)

●介護サービス情報公表制度について、財務状況を公表することの重要性について追記。(P19)

- 項目「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等」を新設。(P19)
- 経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県・市町村の対応等について追記。(P19)

- 介護給付費の地域差改善と給付適正化は一体として進めていくことが適当であることを追記。(P20)
- 都道府県ごとに不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行い、保険者を支援することが重要であることを追記。(P20)

基本指針の構成について

基本的事項

見直しの方針案

十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進

- 国の役割として、地域包括ケアシステムの構築状況の点検に資するツールの提供を行うことを追記。(P22)
- 介護保険事業計画の策定等に活用できるよう、介護情報基盤の整備を進めることについて記載。(P22)

十三 保険者機能強化推進交付金等の活用

- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めていく観点から、評価指標等の見直しとともに、評価を踏まえた取組内容の改善や更なる充実等に活用していくことの重要性について記載。(P23)

十四 災害・感染症対策に係る体制整備

- 感染症法等の規定も踏まえ、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、介護保険担当部局も必要に応じて平時から関係部局・関係機関と連携することが重要である旨追記。(P23)
- 業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。(P24)

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	
2 要介護者等地域の実態の把握	2 要介護者等の実態の把握	■項目名を「要介護者等の実態の把握等」に変更。 ○中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要であることを追記。【市(P25)・県(P67)】 ○計画の作成に当たって、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要である旨を追記。【市(P25)・県(P67)】
(一)被保険者の現状と見込み		
(二)保険給付や地域支援事業の実績把握と分析		●介護情報基盤の活用について追記。【市(P26)】
(三)調査の実施		
(四)地域ケア会議等における課題の検討		
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	
(一)市町村関係部局相互間の連携	(一)都道府県関係部局相互間の連携	
(二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	(二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催	
(三)被保険者の意見の反映		
(四)都道府県との連携	4 市町村への支援	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
4 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	5 2040年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	■項目名を「中長期的な推計及び第9期の目標」に変更。【市(P30)・県(P70)】 ●2025年度の推計を削除。【市(P30)・県(P70)】
(一)2025年度及び2040年度の推計	(一)2025年度及び2040年度の介護人材等の推計及び確保	■項目名を「中長期的な推計」に変更。【市(P30)】 ○2040年度の推計を必須とする。【市(P30)】 ■項目名を「中長期的な介護人材等の推計及び確保」に変更。【県(P70)】
(二)第8期の目標	(二)第8期の目標	■項目名を「第9期の目標」に変更。 ○介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも可能であることを追記。 【市(P31)・県(P71)】
	(三)施設における生活環境の改善	○ユニット型施設の入所定員の割合の目標の達成年度を2030年度に更新。【県(P71)】
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	○地域包括ケアシステムの構築状況を点検する重要性について追記。【市(P31)】
6 日常生活圏域の設定	7 老人福祉圏域の設定	
7 他の計画との関係	8 他の計画との関係	
(一)市町村老人福祉計画との一体性	(一)都道府県老人福祉計画との一体性	
(二)市町村計画との整合性	(二)都道府県計画との整合性	
	(三)医療計画との整合性	○医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有することが重要である旨を追記。 【県(P74)】
(三)市町村地域福祉計画との調和	(四)都道府県地域福祉支援計画との調和	
(四)市町村高齢者居住安定確保計画との調和	(五)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
(五)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和	(六)都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和	
(六)市町村障害福祉計画との調和	(七)都道府県障害福祉計画との調和	
	(八)都道府県医療費適正化計画との調和	○医療費適正化計画の見直し(医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサービス提供に関する目標等の追加)を踏まえた記載を追加。【 県 (P75)】
(七)市町村健康増進計画との調和	(九)都道府県健康増進計画との調和	
(八)生涯活躍のまち形成事業計画との調和	(十)都道府県住生活基本計画との調和	
(九)市町村地域防災計画との調和	(十一)都道府県地域防災計画との調和	
(十)市町村新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	(十二)都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	
(十一)福祉人材確保指針を踏まえた取組	(十三)福祉人材確保指針を踏まえた取組	
(十二)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	(十四)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	
(十三)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	(十五)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。【 市 (P37)・ 県 (P77)】 ●認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記。【 市 (P37)・ 県 (P77)】
8 その他	9 その他	
(一)計画期間と作成の時期	(一)計画期間と作成の時期	○第9期計画に時点更新。【 市 (P37)・ 県 (P77)】
(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。 【市(P38)】 ○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について追記。 【市(P39)・県(P79)】 ○訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要であることを追記。【市(P39)・県(P79)】 ○特養のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当である旨を追記。【市(P39)・県(P79)】 ○小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要であることを追記。 【市(P39)・県(P79)】 ○混合型特定施設入居者生活介護に係る推定入居定員の算出について、柔軟に設定可能である旨を追記。【県(P79)】 ○療養病床から介護施設等への転換に係る総量規制の適用除外に関する記載を削除。 【市(P40)・県(P80)】 ○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記。【市(P40)・県(P80)】
(一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
(二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
3 各年度における地域支援事業の量の見込み		
(一)総合事業の量の見込み		○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載。【市(P42)】 ○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載。【市(P42)】

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
(二) 包括的支援事業の事業量の見込み		○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記。【市(P42)】
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	
(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定	(一) 市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定	○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等についても例示。【市(P44)】 ●市町村は、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で取り組むことが重要であること、都道府県はそうした視点で、個別の市町村に対する伴走型支援を含め市町村の支援を行うことが重要であることについて追記。【市(P44)・県(P82)】 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うことについて記載。【市(P44)】 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等を含めた協議会を設けることについて記載。【県(P81)】
(二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定	(二) 市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	○介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを追記。【市(P45)・県(P82)】 ○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて都道府県と議論を行い、計画に反映させることが必要であることを追記。【市(P45)】 ○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて市町村と議論を行い、国保連合会と連携し、市町村の実情に応じた支援を行うという取組を計画に反映させることが必要であることを追記。【県(P83)】

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
	4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	
	5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	○都道府県指定の介護サービスの事業所が、併せて市町村指定の複合型サービスの指定を受ける場合が見込まれることなども踏まえて、市町村計画との整合性を確保する必要があることについて追記。 【 県 (P84)】
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項	
(一)在宅医療・介護連携の推進	(一)在宅医療・介護連携の推進	○かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。 【 市 (P46)・ 県 (P84)】
(二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	○総合事業の実施状況の評価等について、介護保険法第115条の45の2において努力義務とされていることを踏まえ、各市区町村が実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討すべき旨を追加。【 市 (P48)】
(四)地域ケア会議の推進	(四)地域ケア会議の推進	
	(五)介護予防の推進	
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携	(六)高齢者の居住安定に係る施策との連携	●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について追記。 【 市 (P49)・ 県 (P86)】

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	○現行の「中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策」は、介護ニーズの変化だけでなく医療ニーズの変化も追記。【市(P50)】 ○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。【市(P50)】
(一)関係者の意見の反映	(一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項	
(二)公募及び協議による事業者の指定	(二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項	
(三)都道府県が行う事業者の指定への関与	(三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項	
(四)報酬の独自設定		
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策		
(一)地域支援事業に要する費用の額		
(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策		
(三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価		
(四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価		

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	■項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更。 【市(P54)・県(P88)】 ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について追記。 【市(P55)・県(P88)】 ●生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨を記載。【市(P54)】 ●生産性向上の推進に関する都道府県の責務が法令上明確化されることを記載。【県(P89)】 ○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につながワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを記載。【市(P54)・県(P89)】 ○ケアマネジメントの質の向上、人材確保について追記。 【市(P55)・県(P89)】 ○地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用的重要性について追記【市(P55)・県(P89)】 ○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追記。【市(P56)・県(P90)】 ○文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組について記載。 【市(P56)・県(P91)】 ●標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続にかかる負担が軽減される旨を追記。 【市(P56)・県(P91)】 ○介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することもある有効な手段の一つである旨を記載【市(P56)・県(P91)】 ●介護情報基盤の整備について追記。【市(P56)】 ○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記。 【市(P56)】

基本指針の構成について

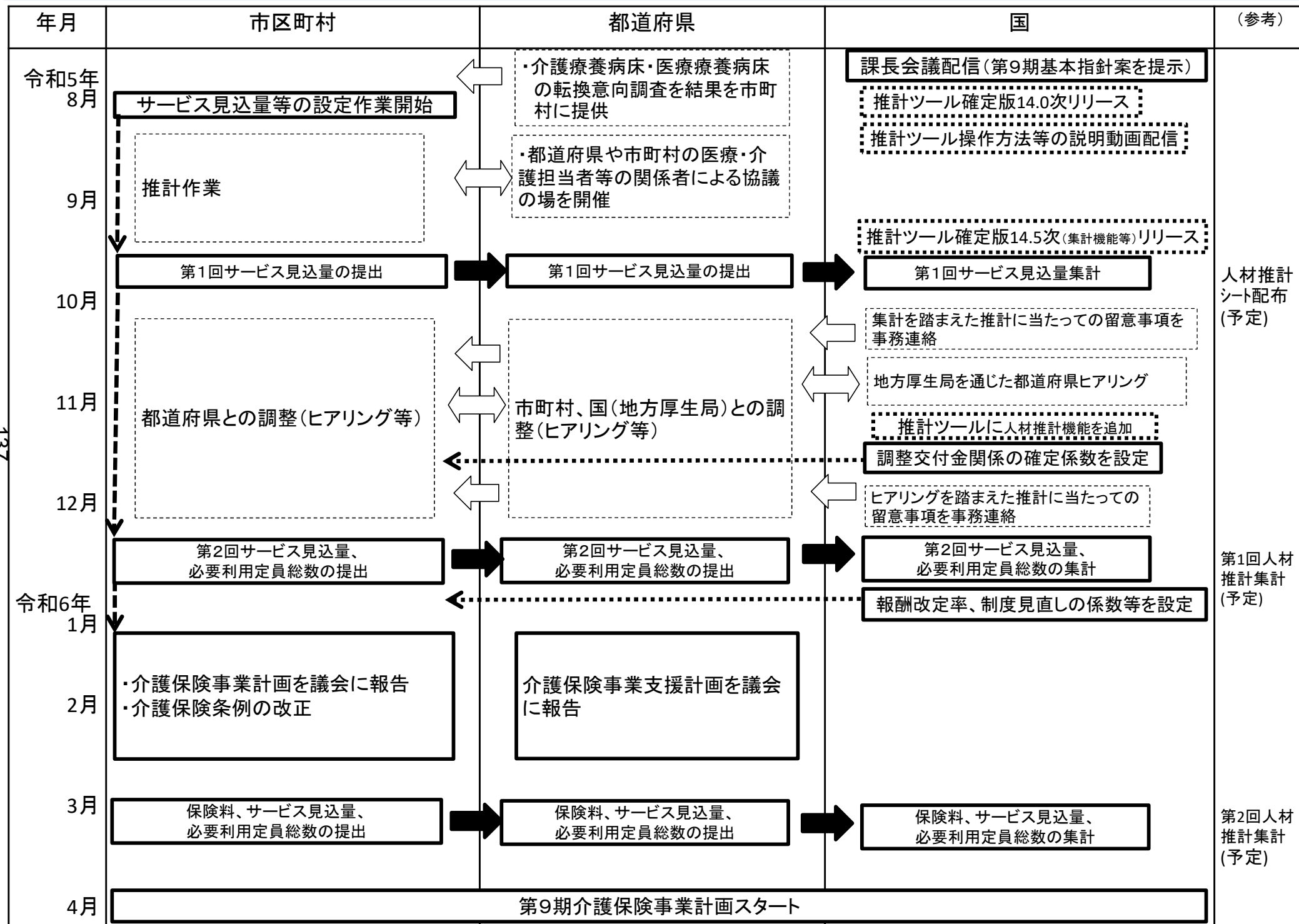
市町村	都道府県	見直しの方針案
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	○地域密着型サービスについて、区域外指定の事前同意等による広域利用等に係る検討への都道府県の関与について記載。【 県 (P92)】
(一)介護給付等対象サービス		○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための都道府県、市町村の役割等について記載。【 市 (P57)・ 県 (P93)】
(二)総合事業		○ 総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施を行うことも考えられることを追記。【 市 (P58)】
(三)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化		○以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等 について追記。 【 市 (P58)】 ・居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大及びそれに伴う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与 ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用によるセンター業務の体制整備を推進(総合相談支援業務の一部委託、ランチ、サブセンターとしての活用、柔軟な職員配置)
()高齢者虐待防止対策の推進(新設)		○家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図ることの重要性について追記。【 市 (P59)】 ■項目「高齢者虐待防止対策の推進」を新設。 【 市 (P60)】 ○養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について記載。【 市 (P60)・ 県 (P92)】

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
6 認知症施策の推進	5 認知症施策の推進	
(一)普及啓発・本人発信支援	(一)普及啓発・本人発信支援	
(二)予防	(二)予防	
(三)医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援	(三)医療・ケア・介護サービス	○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について追記。 【市(P62)】
(四)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	(四)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	○日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて追記。 【市(P62)・県(P95)】
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	7 介護サービス情報の公表に関する事項	○介護サービス情報公表制度について、財務状況を公表する重要性について追記。 【県(P97)】
	○ 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等(新設)	■項目「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等」を新設。 【県(P97)】 ○経営情報を収集・把握することの重要性、都道府県の対応等について追記。 【県(P97)】
9 市町村独自事業に関する事項		
(一)保健福祉事業に関する事項		
(二)市町村特別給付に関する事項		
(三)一般会計に関する事項		
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項(削除)	■項目削除。 【市(P65)・県(P97)】
11 災害に対する備えの検討	9 災害に対する備えの検討	○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。 【市(P65)・県(P98)】
12 感染症に対する備えの検討	10 感染症に対する備えの検討	○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。 【市(P65)・県(P98)】

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール (R5. 7. 31)

参考資料3



次期計画策定における課題の整理

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果、現状の整理、市の各事業担当課の意見や国の基本指針案から、燕市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定における主な課題をまとめます。

1. 医療と介護の更なる連携

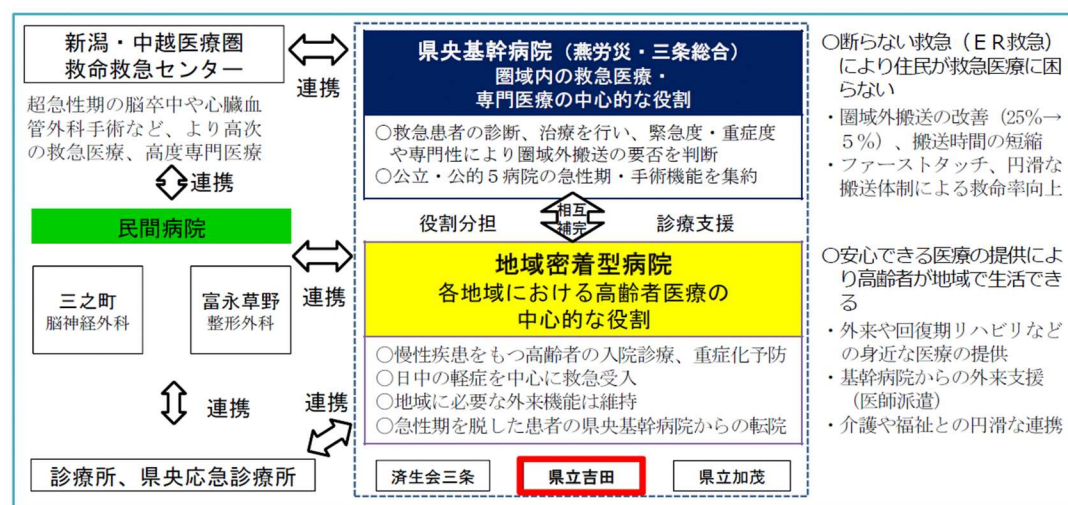
令和 6(2024)年 3 月に県央基幹病院が開院予定です。これを受け、県立吉田病院は各地域における高齢者医療の中心的な役割を担う、地域密着型病院となります。

燕市では、二次医療圏の三条市、加茂市、田上町、弥彦村の担当者と「けんおう入退院連携検討会」にて検討を重ねています。また、「けんおう入退院連携ガイド」を作成し、令和４年から運用を開始しています。

⇒県央基幹病院開院に向けて、この「けんおう入退院連携ガイド」をブラッシュアップする必要があります。

⇒基本指針案においても、医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有することが重要であることを追記しており、より一層、医療と介護の連携が求められます。

図表：県央基幹病院と県立吉田病院の役割分担



新潟県病院局 資料より

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進

燕市の総人口は減少しているものの、65 歳以上人口は増加し、高齢化率が上昇しています。令和 7 年度の 75 歳以上人口は 13,754 人となり、市の人口の 18.6%となると推計されています。また、高齢者夫婦世帯・高齢者単独世帯が増加しています。

ニーズ調査では、高齢者（要介護認定者以外）が、将来介護が必要になったときに希望する住まいは、持家（現状のまま）が半数以上を占めています。在宅介護実態調査では、実際に在宅で介護を受けている方も、施設等への入所・入居を検討していない人が半数以上を占めています。

⇒高齢者の社会参加や生きがいづくりを通じて介護予防の取り組みを行い、元気な高齢者を増やし、健康寿命を延伸することが求められます。

⇒介護が必要になっても、住み慣れた自宅で過ごすことを希望している人が多いです。在宅でも必要な医療・介護サービス・生活支援等を受けることができる体制の強化が必要です。

3. 介護サービス事業所の課題の把握と負担軽減

燕市では、次世代を担うキャリアテン介護職員等表彰事業や介護職員の研修費用の一部を補助する介護人材確保育成事業を実施していますが、事業所からは、介護人材不足の声が上がっています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりサービスの利用控えがありました。今後は、高齢者人口の増加に伴い利用者数の増加が予測されます。

⇒介護事業所に対するアンケートを実施し、実態を把握します。

4. 認知症施策の推進

ニーズ調査における生活機能等の評価・リスク判定の結果、前回調査結果から「認知機能」などのリスクが増加した項目がありました。基本指針案においても、要介護状態にならないために今後も継続した介護予防・認知症予防事業の実施に加え予防の効果測定も重要であることが指摘されています。

燕市認知症初期集中支援チームは、地域包括支援センターを活動拠点として、医師、医療系職員、福祉系職員の3職種がチームを組んで活動しています(認知症初期集中支援推進事業)。令和3年度は9件、令和4年度は14件のケースについて家庭訪問、チーム員会議を実施しました。

このほかにも、認知症カフェの開催、介護者家族の集い、搜索模擬訓練・声かけ見守り訓練、認知症ケアパスの作成、おかえりつばめ〜の配信、認知症支援セミナーの開催等を行い、認知症当事者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように取り組んでいます。

さらに、令和5年度からは成年後見制度利用促進のための中核機関を設置するとともに、認知症の人とその家族を地域の支援者につなぐ「認知症地域支え合い事業なじらね燕チームオレンジ」の整備を始めました。

一方で、ニーズ調査によると、認知症に関する相談窓口の認知度は 21.5%にとどまっています。

⇒より多くの認知症当事者やその家族の声を事業に生かせるように、今後は意見を出せる場づくりを検討する必要があります。

⇒家族や身近な人が認知症になった時に、スムーズに適切な対応ができるよう相談窓口の周知が必要です。

5. ヤングケアラーへの支援の検討

ニーズ調査ではヤングケアラーがいる世帯は2.8%となっています。国の指針案も重層的支援体制整備事業等により、他分野との連携促進を図ることが重要であることを指摘しています。

⇒子育て応援課等と連携し、対応策を検討します。

介護施設等整備意向調査の結果について

市内で地域密着型サービスなどの介護保険事業を展開する社会福祉法人等の 11 法人に対し、第 9 期介護保険事業計画期間において、介護施設等を整備する意向があるか照会しました。

・回答 ある（3 法人、3 事業所） 、 ない（8 法人）

【整備】

施設種別	整備年度（令和）			整備規模	その他
	6 年度	7 年度	8 年度		
認知症対応型 共同生活介護		○		18 床	
介護医療院			○	96 床	通所リハ 40 名程度併設

【定員変更・廃止】

施設種別	予定年度（令和）			整備規模
	6 年度	7 年度	8 年度	
地域密着型 通所介護	○			地域密着型通所介護（定員 15 名）を廃止し、広域型通所介護に統合（定員 20 名から 25 名に変更）

在宅福祉サービス調査の結果について

在宅福祉サービスの見直し・検討を行うための意見聴取を目的として、下記によりアンケート調査を実施しました。その結果について報告いたします。

1. アンケートの実施について

①令和5年4月25日実施「在宅福祉サービスに関するアンケート調査」

- ・調査内容：回答者の属性、在宅福祉サービスについて現状、利用の少ないサービスの在り方、支援拒否者の支援方法、紙おむつ支給事業について今後の在り方、今後の参考となるサービスや取り組み、その他意見・質問
- ・対象者：主任介護支援専門員、介護支援専門員、計画作成担当者、地域包括支援センター職員（施設としての回答ではなく、個人として回答を依頼）
- ・調査依頼先：居宅介護支援事業所、小規模多機能センター、地域包括支援センター
- ・調査方法：グーグルフォーム（個人単位での回答を依頼）
- ・回答数：47件（市内事業所回答 34名、市外事業所回答 13件）

②令和5年5月25日実施「在宅福祉サービスに関する意見調査」

- ・調査内容：紙おむつ支給事業について今後の在り方、利用の少ないサービスの在り方、支援拒否者の支援方法、今後の参考となるサービスや取り組み、その他意見・質問
- ・対象者：燕市介護保険運営協議会委員
- ・調査方法：意見調査票による
- ・回答数：15人

2. アンケート調査の結果について（各設問、上位1位のみ抜粋）

設 問	ケアマネアンケート調査	介護保険運営協議会委員意見調査
利用者に一番喜ばれているサービス	紙おむつ支給事業 (39件 83%)	設問なし
利用者が一番使いにくいサービス	寝具乾燥サービス事業 生活支援短期入所事業 同位(各13件 27.7%)	設問なし
紙おむつ支給事業の今後の在り方	支給対象者範囲の縮小 (25件 53.2%)	支給対象者範囲の縮小 (11件 73.3%)
紙おむつ支給事業の支給対象範囲の縮小内容	非課税世帯のみを対象とする (26件 55.3%)	非課税世帯のみを対象とする (10件 66.7%)
紙おむつ支給事業の支給金額（非課税世帯）を減額する場合の金額	3,000円 (27件 57.5%)	3,000円 (8件 53.3%)
利用者数が少ないサービスの在り方	廃止もやむを得ない (28件 59.6%)	新規事業の導入に合わせ廃止 継続すべき 同位(各6件 40.0%)
支援拒否者の支援方法	見守り体制の強化 (チームオレンジの推進) (22件 46.7%)	見守り体制の強化 (チームオレンジの推進) (9件 60.0%)

3. アンケート調査質問について

「在宅福祉サービスに関する意見調査」において、問 8.（その他、質問やご意見など）に質問をいただきましたので、回答いたします。

【質問】 要支援の方の中でおむつを必要とされる方はいらっしゃるのでしょうか？
その場合の行政の支援はどの様になっているのでしょうか？

【回答】 要支援の方でおむつを必要としている方がどの位いらっしゃるのか、把握は出来ておりませんが、ご利用されている方はおられると思います。要支援の方に対するおむつ購入の支援はありません。

4. 今後について

アンケートにご協力いただきました皆様のご意見を参考に、紙おむつ支給事業ほか在宅福祉サービスの今後の在り方について検討を行っていきます。

(6) その他

① 施設整備関係

・新規事業所指定

事業所名	小規模多機能ホームこいけの家
事業者	社会福祉法人 桜井の里福祉会
所在地	燕市柳山1973番地1
サービス種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
介護保険事業所番号	1591300320
事業指定年月日	令和 5 年 7 月 1 日

・事業廃止

○ヘルパーステーションしおみ

訪問型サービス（独自）

訪問型サービス（独自／定率）

令和 5 年 5 月 3 1 日に廃止となりました。

○デイサービスセンター分水の里もみじ

地域密着型通所介護

通所サービス（独自）

令和 5 年 6 月 3 0 日に廃止となりました。

② 居宅介護支援事業所関係

・新規事業所指定

事業所名	かいごの窓口ケアマネつばめ
事業者	有限会社ネットワーク・ジャパン
所在地	燕市吉田下中野682番地1
サービス種類	居宅介護支援
介護保険事業所番号	1571301132
事業指定年月日	令和 5 年 8 月 1 日

③ 介護の担い手研修について

・ 9月21日(木)・22日(金)に燕市役所会議室101・102で、介護の担い手研修を開催します。

(詳細は3～4ページの資料を参照)

④ オレンジリングカフェについて

・ 9月21日(木)に燕市役所つばめホールで、オレンジリングカフェを開催します。

(詳細は5ページの資料を参考)

⑤ つばめ・やひこ医療介護・認知症合同フォーラム2023について

・ 9月23日(土)に燕三条地場産業センターリサーチコア7F マルチメディアホールで、つばめ・やひこ医療介護・認知症合同フォーラム2023を開催します。

(詳細は6～7ページの資料を参考)

燕市

介護の担い手研修

この研修は…

生活支援型訪問サービス（サービス A）従事者や地域ボランティア等が、要支援者等に適切なサービスの提供ができるよう、必要な知識や技術を習得することを目的としています。

- ❀対象❀ ＊高齢者や介護等に関する知識を得たい方
＊地域のお茶の間等での活動に活かしたい方



❀日時・会場・内容（詳しくは裏面）❀

R5 9/21（木）	燕市役所 1 階	午前 9:30～午後 3:30
9/22（金）	会議室 101・102	午前 10:00～午後 3:30

❀申込期限❀ 9月19日（火）まで

❀参加費❀ 無 料

❀その他❀ 2 日間の研修受講で、訪問サービス A 事業所で従事する資格が得られます。

❀お申込み・お問い合わせ❀

研修内容の問い合わせ

燕市長寿福祉課地域支援相談チーム

TEL：0256-77-8157

FAX：0256-77-8138



令和5年度燕市介護の担い手研修 日程表

9月21日～22日

	講義内容	時間	講師
1日目 燕市役所	開講前のお知らせ	9：30～9：35	長寿福祉課職員
	介護保険制度と総合事業の概要	9：35～9：50	長寿福祉課職員
	自己紹介と研修受講の意気込み	9：50～10：05	長寿福祉課職員
	住民主体の活動について	10：10～11：00	社協SC ほか
	ケアプランに基づいた自立を促す援助	11：10～12：00	地域包括支援センター 職員
	緊急時の対応	13：00～14：00	消防署
	認知症の理解 (認知症サポーター養成講座)	14：10～15：30	認知症地域支援推進員
2日目 燕市役所	生活支援や基本的な介護技術の習得	10：00～10：50	社協ヘルパー
	サービス提供者としての基本的態度	11：00～11：50	社協ヘルパー
	高齢者の特徴と接し方	12：50～13：50	地域包括支援センター 職員
	介護予防の軽体操とレクリエーション ※動きやすい服装とタオル、水分（水・ お茶など）をご用意ください	14：00～15：10	健康運動指導士
	修了証授与、アンケート記入	15：10～15：30	長寿福祉課職員

講座申込み書

●下記申込みにご記入の上、FAXまたは、電話で燕市役所長寿福祉課地域支援相談チームまでお申込みください。お申込みの方にはお電話でご連絡いたします。

FAX0256－77－8138

ふりがな 氏 名			
年齢	歳	性別	男・女
住所			
電話 (日中連絡の取れる番号)		FAX	



認知症の人も

オレンジリング カフェ



介護している人も



認知症サポーターや
認知症に興味のある人も



介護・医療職の人も



認知症に関心のある人
どなたでも



普段の暮らしから離れて、ちょっと一息入れませんか？

令和5年度の予定

会場：燕市役所

5月18日(木) 4階 スカイラウンジ

7月20日(木) 4階 スカイラウンジ

9月21日(木) 1階 つばめホール

11月8日(水) 1階 つばめホール

時間：午後1時30分から3時まで(11月は3時30分まで)

参加ご希望の方は、事前申し込みをお願いいたします。

定員 25 名 (先着順)

開催前日までに、氏名、住所、電話番号、人数をお知らせください。

*やむを得ず中止する場合は、いただいた電話番号へお知らせします。

参加費無料

お申込み・お問合せ： 燕市 長寿福祉課 0256-77-8157

新型コロナウイルス感染予防のために

- マスクを持参し、着用してください
- 手洗い・消毒などに、ご協力ください
- 37度以上の発熱や体調不良のある方はご遠慮ください
- 感染状況によりやむを得ず、中止、内容などを変更する場合がございます



内 容

- ・ 談話と交流
- ・ レインボー健康体操
- ・ アロマワークショップ等
- ・ 認知症に関するミニセミナーなど

5Pメニュー
です！



つばめ元氣かがやき
ポイント事業

「オレンジリング」は認知症の方と家族の応援者「認知症サポーター」の証です。

つばめ・やひこ 医療介護・認知症 合同フォーラム2023

参加費
無料

合同開催：燕市弥彦村認知症支援セミナー、つばめ・やひこ 医療・福祉・介護フォーラム 2023

2023年9月23日(土) 13:15~17:15 (開場 12:30~)

燕三条地場産業振興センター
リサーチコア 7F マルチメディアホール

- 定員 150名
- 参加対象者：どなたでも
- 手話通訳・要約筆記あり

開会の挨拶

燕市長 / 燕市医師会 副会長 佐藤 直明

オープニング

「元気磨きたい」によるパフォーマンス

講演 1

13:40 ~ 15:10

休憩

講演 2

15:30 ~ 17:00

人生会議ってなんだろう？～あなたも私も人生会議～



公立大学法人 横浜市立大学
総合診療医学 准教授

日下部 明彦 先生

初期研修を修了後、消化器内科医、ホスピス勤務、在宅医療常勤医を経験し地域医療、専門職連携、終末期医療に深く関わる。

認知症の方の意思決定支援



認知症介護研究・研修東京センター
副センター長

永田 久美子 さん

認知症の人の生きがい支援、地域に根ざした認知症ケアと人材・チーム育成、市町村毎の特徴を活かした、支えあいのまちづくりなどに取り組んでいる第一人者。

閉会の挨拶

弥彦村長

受付期間 2023年 8月25日～9月15日(金)

申込書

お申し込み先・受付期間

メール: z-renkei@e-taiyou.jp

-7-

介護サービス事業所アンケート調査のお願い

日頃より、燕市の福祉行政全般にわたりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市の令和2年の高齢化率は31.2%で、認定率は18.4%となっています。

また、ケアの担い手である介護人材不足が深刻化しております。

そこで、本市では介護事業所とそこで働く介護従事者の現状を把握するため、介護サービス事業所に対し、アンケートを実施いたします。

お寄せいただいたご意見等は、第9期燕市介護保険事業計画策定のための基礎資料とさせていただきますが、事業所が特定されないよう配慮し、ご迷惑をおかけすることはありませんので、なるべく率直なご意見を賜りますようお願いいたします。

大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年●月
燕市

- 1 メールにてこの調査票をお願いするものです。異なるサービスを提供している場合は、それぞれの事業所あてにメールされることがあります。（回答はそれぞれの事業所ごとをお願い致します。事業所単位での回答が難しい場合は法人単位の回答でも結構ですが、出来る限り事業所単位での回答にご協力をお願い致します。）
- 2 お答えは、あてはまる□に✓点を入れてください。「その他」にあてはまる場合は、（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
- 3 ●月●日（金）までに、ご記入いただき、メールで返信してください。
- 4 記入上のご不明な点、調査については、下記までお問い合わせください。

燕市 健康福祉部 長寿福祉課 介護保険係
※メールアドレス：choju@city.tsuame.lg.jp

介護人材実態調査【事業所別】

事業所名				
サービス種別 (□に✓)		訪問介護（総合事業を含む）		通所介護（認知症対応型、総合事業を含む）
		訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション		短期入所生活介護
		訪問入浴		短期入所療養介護
		看護小規模多機能型居宅介護		介護療養型医療施設
		特別養護老人ホーム（地域密着型含む）		介護老人保健施設
		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護
		特定施設入所者生活介護		
回答者	(職)		(氏名)	

1. 従業員の状況を教えてください

問1. 貴事業所職員の平均勤続年数は次のどれですか。（✓は1つ）

☐	1年未満	☐	2年未満	☐	3年未満
☐	5年未満	☐	10年未満	☐	10年以上

問2. 介護保険サービス事業を行う上で、問題点や課題はどれですか。（✓はいくつでも）

☐	利用者の確保が困難	☐	人材（従業員）の確保が困難
☐	従業員の福利厚生などが不十分	☐	介護報酬請求事務の負担が大きい
☐	介護報酬単価が低い	☐	介護報酬に反映されない事務等の負担が多い
☐	運営・運転資金の確保が困難	☐	事務所の確保や維持が困難
☐	その他（ ）	☐	特になし

問3. 介護保険サービス事業を行う上で、行政に支援等をしてほしいことはどれですか。（√はいくつでも）

☐	最新の介護保険制度情報の提供
☐	高齢者保健福祉事業に関する情報提供
☐	他の介護保険サービス提供事業者に関する情報の提供
☐	事業所のPR活動に関する支援（広報等を通した事業所PR等）
☐	事業所間の連携強化の支援
☐	介護支援専門員やサービス提供者の技術向上の支援（研修の実施等）
☐	介護支援専門員やサービス提供者のための相談窓口の設置
☐	処遇困難者への対応またはその支援
☐	その他（ ）
☐	特にない

問4-1. 令和5年9月1日現在の従業者数を教えてください。 ※職種については主となる業務で記入してください。

	正社員・ 正職員等	パート・ 臨時職員	派遣・ 出向等	合計	（左記の内訳）年齢別					
					10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
男				0						
女				0						
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護職				0						
計画作成職				0						
看護職				0						
リハビリ職				0						
栄養職				0						
生活相談職				0						
その他				0						
うち燕市民				0						

問4-2. 令和5年9月1日現在の過去1年間の新規雇用者数を教えてください。

※職種については主となる業務で記入してください。

	正社員・ 正職員等	パート・ 臨時職員	派遣・ 出向等	合計	（左記の内訳）採用時年齢等						
					高校卒 （新卒）	大学卒 （新卒）	その他				
							合計	39歳以下	40歳代	50歳代	60歳以上
男				0			0				
女				0			0				
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護職				0			0				
計画作成職				0			0				
看護職				0			0				
リハビリ職				0			0				
栄養職				0			0				
生活相談職				0			0				
その他				0			0				
うち燕市民				0			0				

問5. 現在の従業者数で充足していますか教えてください。（√は1つ）

☐	充足している
☐	充足していない ⇒ 不足している（今後、不足が見込まれる）従業者の職種の人数を教えてください。

介護職	計画作成職	看護職	リハビリ職	栄養職	生活相談職	その他	（ ）

※数字を記載してください。

※その他は右記の（ ）に職種を記入ください。

問6. 人材確保に関して、どのような取組みを行っていますか。（✓はいくつでも）

☐	定期的に求人誌への掲載などを行っている
☐	就職説明会への参加を行っている
☐	福祉専門学校等教育機関との連携を図っている
☐	ハローワークとの連携を図っている
☐	人材派遣会社との連携を図っている
☐	無資格者でも採用を行い、採用後に資格取得講座を受講させている
☐	採用時に給与（賞与・手当含む）を他社より好条件に設定している
☐	採用時に労働日数・時間の希望をできるだけ聞き入れている
☐	育児中の職員への配慮など、働きやすい環境をつくっている
☐	採用時に仕事のやりがいや、社会的意義を伝えている
☐	外国人の介護人材を受入れている
☐	その他（ ）
☐	特に取組みはしていない

問7. 職員のスキルアップのため、研修等の機会を設けていますか。（✓は1つ）

☐	十分に設けている	☐	設けている
☐	設けているが十分ではない	☐	設けていない

問8. 介護助手・介護補助員（※）を導入する意向はありますか。（✓は1つ）

※介護専門職の助手や補助として掃除、洗濯、配膳、ベッドメイキングなどの補助業務を担当する、資格が必要ない職種です。

☐	すでに採用している	☐	採用する意向はある
☐	採用する意向はない		

問8. ICTおよび機器・ロボット等の活用に関して、導入実績のあるものはどれですか。（✓はいくつでも）

☐	利用者請求システム	☐	排泄支援機器（移動可能トイレ等）
☐	介護・業務記録（バイタルチェック等）システム	☐	見守り機器（カメラ、センサー等）
☐	勤怠管理システム	☐	入浴支援機器（出入り用リフト等）
☐	移乗介護機器（パワーアシスト装着型機器等）	☐	事業所内グループウェア
☐	移動支援機器（歩行支援機器等）	☐	事業所間グループウェア
☐	その他（ ）		
☐	特になし		

問9. 今後、事業所（サービス）を継続していくうえでの課題を教えてください。（✓はいくつでも）

☐	利用者の確保	☐	介護従業者の確保
☐	収支の悪化（収入（報酬単価等）の減）	☐	収支の悪化（経費（人件費・施設修繕費等）の増）
☐	その他（ ）		

問10. 本市の地域包括ケア推進のために、どのような支援や施策が必要だと思いますか。（✓はいくつでも）

☐	介護と医療の連携体制の強化
☐	認知症対策の推進
☐	介護予防や健康づくりの推進
☐	高齢者の生きがいや居場所づくりの推進
☐	高齢期になっても住み続けることができる住まいの確保
☐	介護サービス以外のさまざまな生活支援の充実（インフォーマルサービス含む）
☐	高齢者のための権利擁護の充実（虐待対応、成年後見制度等）
☐	要介護の高齢者等を抱える家族に対する相談・支援体制の充実
☐	高齢者を見守り、支える地域づくり
☐	その他（ ）
☐	特になし

■■■以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。■■■